契利斯督記

三巻合冊

契利斯督記　全

C 60
31

曲轅散人秘笈

III-5
30

契利斯督記

三巻合冊

2469

契利斯督記序

福山　太田方　撰

上古唐虞三代之隆道德一而風俗同故無有
異教殊學焉及至乎中古戰國之時楊墨塞道
諸子横議暴秦焚典籍禮文大壞炎劉興起大
崇儒術及乎其衰也王政闕禮義廢而佛入于
漢自爾以来施及吾　東方于茲千有餘年矣
家々設教人々尊奉遂使天下之心易其趣向
而不帰命於

III-5
30
鷗外文庫

東京大學圖書
寄贈 大正十三年三月廿八日 美濃部達吉氏

天子矣雖有韓歐其人而堅牢之勢不可復動
搖矣及乎足利氏滅宏綱斁弛壞亂亦極乗斯
之時天主之教始入我　中邦誑我列辟惑我
黎庶不數十年充物（本ノママ）　中邦元々墜塗炭皇天
慇（本ノママ）焉崇降大命
神祖龍興海内帰一四方安靖乱離初定西教
愈熾
神祖赫怒設大禁用重典坑其人火其書猶尚
不止於是乎因先入之浮屠順固有之民情使

天下梵宮立本末以為綱紀檢宗旨以相收司
萬姓奉　法四海一守到于今百有餘年人々
徒知天主之名而無知天主之教者矣豈不出
於清明之世而見黙耶諸曰以夷攻夷以邪
拒邪誠哉今觀是書足以見西教之滑我　夏
矣故手錄以為帳祕
寛政九年丁巳歳夏五月辛丑

寛文二年壬寅二月十二日於評定所誓帋之前書曰

起請文前書

一今度御作事奉行被是幾利支丹宗門穿鑿之儀北條安房守ニ相加僉儀ニ仕候旨被仰付候御為第一ニ奉存御後闇義不仕御奉公致由所存事

一被仰付候御役大切ニ奉存御為ニ入精表裏追従猥ニ案掛望ニ守ニ而ハ勿論御用之義如何様ニも不申間敷事

一御作事之御用訴訟幾利支丹宗門穿鑿大小之義共程入念御後闇義不仕縦親子兄弟知音之好又ハ

中悪敷輩たりといふとも依怙贔屓なく正路ニ而不
可仕候存寄之義ハ不残心底申上御為能方ニ
付落着可仕候極候義ハ陰ニ而何角批判仕間敷
附り御威光奢り出る義不仕是非義申出間敷候
事

一跡ニ而も之仕置御法度之趣堅相守可申候自今以後
新ニ仕置候御條目壁書之旨ハ勿論同事遠背仕間
敷候御役中之義申御一門方を始諸大名諸傍輩
其外対御為悪心申合一味仕間敷候於殿中も勿論
宿ニ而も無用所へ参合入混候仕間敷事

一御隠密之義自然集り一切他言仕間敷候我利を存
宗門穿鑿之様子御為ニ到而残心底存寄ニ通
有躰ニ可申上候　御為之義存る御役人とも申悪所仕
諸事家遠ニ不遊候可申

右之條之通於致違犯者

阿部豊後守

兼松下総守

保田若狭守

明暦四年戌四月廿九日　御座間ニ而為召　仰付候吉
利支丹之儀　大猷院様　御時分より大切ニ被思
召候、御用ニ候間、念ヲ入穿鑿可仕之由　御直ニ被　仰付
御加増千石被下候　就夫井上筑後守吉利支丹之穿
鑿被　仰付候節誓詞可仕哉ト被存候処ハ井上筑後守へ
大目付御役儀之誓詞仕　吉利支丹御役被　仰付候
誓詞ハ不仕由申候ニ付　私之義被存候　無之大分之御役
被　仰付候間誓詞之　仰付無御座候　然雖有可存之由
申上ニ付之　御老中より　五月四日ニ被　起請書文

起請文前書

一　今度吉利支丹穿鑿之儀ニ付被　仰付候　然上ハ　御為
第一ニ存　毛頭御後闇儀仕間敷候　及見聞候処ヲ精
穿鑿之遂、可寄誰人　無依怙贔屓　可為一筋之
御法度ニ付　於役人中無私　可仕万事遂相談候
不存私申分　御為能方ニ付一分可申立事

一　吉利支丹穿鑿之儀　御尋之刻ハ残所無
寄所通言上可仕候　勿論　御隠密之儀　聊以他言
仕間敷事

一 以御威光呑ヶ候上ハ非分ヶ致ヶ可及変
右條々雖為一変於諸違犯者

異国船未見ヶ番所
一 坊津 一 上コシキ島 一 下甑島 共サツマ領
是ハ国持ニ而此三ヶ所ハ長崎ニ而穿鑿いたし能
所之由申候故申候其外ハ見立一ツ可申付と申候
一 ヲニキ嶋 一 大江山嶋 天草領
一 カバ山嶋 一 テヽ島 一 イラウ嶋 島原領

是ハ長崎ゟ三里ござ候
一 ノモ嶋 御蔵入 是ハ先年ゟ異船見申候山
一 ジンカノクラ 御蔵入 今度申付候
一 ミヘ山 大村領
一 牛ガクビ 一 ツバヘ 平戸領
是ハ今度申付候
一 カハナノ浦 平戸領
一 ナゴヤ 唐津領
一 マメラ島 一 二ヶ所極 五島

見計ニ可申付之由申候

異国ヨリ船来ル時見当山

一ウナ島　是ハ八人　辛嶋　　一ケサカキ島　同前　　一ホウノ津山

一上甑島　　一下甑島　　右薩摩領

一ノモ寄　長崎　御蔵入

長崎表制札

定　　桜町

一伴天連入満並ニ切支丹宗門之者隠シ居ベカラザル事

一異国住宅ノ日本人若於帰朝者カクシ置ヘカラサル事

一人賣買停止之事　但年季ノモノハ拾ケ年ヲ限ヘキ事

一請人無之者家ヲ賣并宿カスヘカラザル事

付　主人ノ前ヲ背キ来ル者抱置ヘカラザル事

一武士ノ面々異国人ヨリ直ニ買物停止之事

一異国人之荷物買取銀子遅々イタスヘカラザル事

一フリ賣ニ来ル荷物者隣ヘ見セズシテ買ヘカラザル事

一似銀吹出スマジキ事

付　似銀并灰吹銀取アツカフベカラサル事

一分銅并秤ノ類後度写シ并取ヤリスベカラサル事

一 喧嘩口論停止之事

一 博奕一切停止之事

右之條々違犯之輩於有之者可處嚴科者也

辰九月

喜右衛門
与三衛

掟

一 伴天連之訴人申出ルニ於テハ其軽重ニ随ヒ或銀子三百枚或二百枚可被下之事

一 入満并同宿之訴人申出ルニ於テハ其忠ニ随ヒ銀子可被下之事

付 伴天連入満同宿タリトイヘトモ訴人仕タルニ於テハ免其科御褒美可被下之事

一 日本ニ隠居之伴天連并切支丹宗門之輩異國ヨリワタクシノモノ取次イタス者有之バ申来るべし其科ヲ免シ或銀子三百枚或二百枚可被下之事

右之旨於申出者急度御褒美可被下者也

辰九月

喜右衛門
与三衛

定

一 吉利支丹ノ宗門罪科依為重要来族ニ可停止之説

然上ハ自今以後彼国ヨリ手唐船ニノセ来ルニヲイテハ其
身ノ事ハ不及申其船中ノ者悉可被処死罪也縦同
船ノ内タリトモ其中ヨリ訴人ニ付テハ科ヲユルシ御褒美可被
下ノ事

一 吉利支丹ノ宗旨元ヨリコトツケ物モチ来ルヘカラズ自然相背族
アラバ是又可為上於隠置者其科可為同前事

一 属託ヲ出シ吉利支丹ノ族唐船ニ乗来ルヲ有バ早ク
可申上ノ然ハ科ヲナダメ為其褒美其属託ニ一倍
可被下事

右可相守此旨者也仍執達如件

諭唐船諸人

一 切支丹以罪悪深重故其駕船所乗者悉皆
斬戮且其徒自阿媽港発船渡海之事既停
止訖自今以後唐船若有載彼来則速斬其
身而同船者亦当伏誅但縦雖同船者告而
不遷則赦之可褒賞事

一 吉利支丹之書札并贈寄之物潜蔵齎来於

日本則必須誅之若有遠犯而来者速可告訴爲猶有匿而不言者其罪同前條事

一以重賄密載吉利支丹之徒于船底而来則可早告之然則宥其咎且其賞賜可倍於彼重賄事

右死定三章如此唐船諸商客皆宜承知必勿違失

年号月日

肥前国長崎

禁制

一伴天連乗渡日本事

一日本之武具持渡異国事

一日本之人令渡海異国事

一右之條々於有違犯之族者速可被處嚴科之旨依仰下知如件

明暦四年五月三日

奉行

国々ニ立ラレ被遣ル制札

定

一吉利支丹宗門ノ事累年御制禁タリトイヘ共弥以断絶ナリ

急度可訴段之旨堅可申出也自然ニ而露顕ナルモノ有之におゐてハ
可申也此以前ハ伴天連之訴人ニ銀二百枚イルマンニ百枚
雖然ト自今以後ハ
一 伴天連之訴人銀三百枚
一 イルマンノ訴人銀二百枚
一 同宿并宗門之訴人ハ銀五十枚或ハ三十枚品ニヨルヘキ也右
之通褒美トシテ可被下之若カクシヲキ他所ヨリアラハルヽニ
ヲイテハ其五人組マデ可被行曲事之旨依 御為領中
一 下知如件

万治元年八月

宗門穿鑿式

一 宗門之者訴人有之時ハ訴人之申口ヲ口書ニシ其後訴人之宿へ人ヲ遣シ
断ニ及へき事
一 宗門ニサヽレル者ナキ時ハ御領地ニテハ一ハ主ニ遣シ式方ナキス
事モ有之亦御勘定所ヘ相渡し候事も有之 給人方ハ掾
御老中御差図ヲ受ヘキ事
一 宗門穿鑿之時分訴人トサヽレル者ヲ引合穿鑿ニ而極ル

円ハ其公人ヲ主人御領所ノ者ニテ候ハヾ其御代官へ領主へ
町人ニ候ハヽ五人組ニ預ケ大形穿鑿極リ候時分毎町ヲ
行ハヤ改メ牢舎申付ル事

一 従牢舎出方へ召寄穿鑿尤ハ被入ル時分ハ町中出へ
手附ハ町奉行同心并囚獄同心召連来ル事

一 宗門ノ者訴人有之時國ヘ取伝キル時ハ御奉行ニ訴人
ノ口書取置キ候事

一 手前ヨリ吉利支丹穿鑿ノ刻ハ目明ノ最前ハ牢屋へ差遣
可之刻拾置人ノ或ハ日本人ニテモ大事ノ者ニテ候ハヽ筑後
守時分ニハ去ル番ツキ候由軽キ者ニテ候時ハ高庭ニテ被ニ
候ると申候由其役人トテ定メルヲ立ヲ申候由右様ノ時分
検使ニ参候者ニ誓紙ハ書セ不申候由下ニ伴天連ニ
度ヽ出合候ハ宗門ニ成ソウニ存スルモノ有之候乃支
外ニ半義多有之候事

一 親類吉利支丹宗門ノ由訴人御座候テモ女房子兄弟ニ訴
人無之候ハヽ女房子兄弟ハ其方より構不申候事但様
子ニヨリ切支丹宗門ニテハ無之候哉尋申事モ有之候事

一 何様ノ科人ニテモ吉利支丹宗門訴人候ハヽ其罪御赦免ニテ来

ニ成候ものき候事

一 拷問上ニテ訴人不仕候も ツルサレ苦ミノ上ニテも能モノヲ一人
ニ而も訴人イタシ候ニハ死罪ちと赦免 但牢ヨリ出シ候事ハ甚
ニヨリヤシ候事

一 宗門之儀ニ付 張文為文ナト仕候事有之ニ振し候事候とも
書物ヲバ此方ヘ取上 其人ハ改ニ不及候事

一 宗門ツルシ候時分ハ二三日モ寺ノ扉ニ町奉行所ヘ申きツルシ
場出来次第ニツルシ候モノ伝馬町牢屋ヨリ出しき候 其時
分ハ町奉行与力同心付候而集り 自分ノモノハ先立ツルシ
場ヘ集り相付居申候 ツルシモノ集候ハヽ 穢多ニ申付ツル
サセ候事 町奉行与力同心ハカマヒ不申候 昼夜ツルシ場
ニ番仕候義も 穢多致候 所ハ浅草穢多居申近所ニテ候
ツルシモノ白状ヲ仕ニテ申候ハヽ一々 穢多注進イタシ候 其刻
家頼ノモノを相振 相尋候 大事ノツルシ者ヲハ 筑後守殿
自分ハ筑後守 野村宅ヘ参候事ニ 借置候 野村ヘ参シ内ニテ
ツルシ候由 其砌も 番ハ穢多仕候

一 ツルシ初候事ハ 此精進日杯除候由 ツルシカヽリ候而ハ其構
無之候由

一　ツルシ者相果ル屍ハ捨ナル事

一　斬罪ノ者有之時分ハ右同断ニ町奉行所ヘ申来ル与力同心寄領改浅草ヨンボウヤ亦ハハタモノ場ニテ申付候
斬罪ハ町奉行所同心仕候　手前ノ者検使ニ来ル屍ハ穢多ニ申付ヨンボウヤニ埋サセ申候

一　嗷問伝馬町牢屋ニテ申付候刻ハ手前ノ者検使ニ参シ囚獄同心ニ申付嗷問為致筑後守致言上囚獄同心十人増申候由此者共宰領ニ付此方ヘモ参候テ嗷問ノ時分モ手伝候由

一　小日向ニテ嗷問申付候刻ハ自分ノ者計（バカリ）ニテ嗷問仕候由　或ハ能宝ノ者カ又ハ大変ノ者ニテ候得ハ小日向吉利支丹屋舗ニテ致嗷問候

一　嗷問ヲ頼ミ候シ殊之外悪ク候ハ奉行胃ヲ折リ切々穿鑿致シ細ニ口書ヲ申付色々思案致シ手ヲ廻シサグリ尋ルテ无之由　或宝ノヲ隠シ又ハ類ノ白状致サル時先達来ル時嗷問仕ヘキ事

一　嗷問強ク申付候得ハ死ル斗ニテモ白状不仕候由　又ヨハクレハ得与猶以白状不仕　能ク科人ノ心ヲ考ヘテ可致由　久敷嗷問仕ル者

ハ木馬縛ゲナル強敲可致ハヾ科人草臥重テ敲問
難叶事有之又ハ強キ科人ヲ強ク致シコラヘラレ重テ可致
様無之事アリ能々思慮有ベキ事

一 吉利支丹宗門十人斗モ一度ニ訴人有之時ハ或ハ三人或ハ
五人斗リモカラメ捕一度ニ大人数ハ捕ヘ申間敷候但同
上意又ハ御差図ヲ請可申事

一 吉利支丹ノ宿致ス者初ハ科ニテ 但シ侍ヲモハリツケ
ニ仕掛ニ成ルコトモ有之其後ハ宿ハ不及申事

一 最前ニ親宗門ニテ候ハ一ハ女房ニテ候穿鑿ナシニ同罪ニ候
仰付シ其後ハ遂穿鑿ナル親吉利支丹ニテ候テモ遂穿
鑿シ上女房子宗門ニ無之候ハヾ一段可赦免候事

一 宗門ノ者申分ニ子ヲ其家ニ致シ無之由申者有之
実否ニテハ得ト申分立候様可申付事

一 初ハ一両人訴人致シ候テ候ヘ共後ハ五人三人モ数多
訴人申候様ニ先年ニ而 仰付弥遂穿鑿ハ上ニテ候処
ニ申候ハ一人ニテモ能者ヲ訴人致シ候カ又ハ能者ニテ無之
候得共五人三人十人斗リモ白状イタシ候得ハ其訴人ニ申来候迄

一 親兄弟子伯父伯母親類ヲ訴人致シ候得共其穿鑿

し上テ科ニヨリ御預ケ之事

一 何方ニテも伴天連并捕ル者其書物薬器ミイサヒノ道具ヨリ元ヨセ一事ノ事

一 小日向吉利支丹屋敷御預ケ之者若死ル或ハ自害仕候事有之時ハ御徒目付参死骸ヲ穿鑿シテ屍ハ手前ノ者ニ申付タメシ其後ヲンボウヤヘ遣シ埋ル事

一 万治二亥三月八日阿蘭陀御暇同日殿中日記留

一 阿蘭陀カピタン今日御暇ニ依テ被仰出候儀有之ニ付ヲ登城殿上ノ間次ノ席ニ着座此時雅楽頭伊豆守豊後守美濃守大広間三ノ間ヘ出席ニ列居ノ時ニカピタン殿上間ヨリ黒川与兵衛差御目付壱人合案内板縁之内松之廊下際ニ而平伏ス 上意之趣小茶安房守ヘ老中会釈し安房守通詞ニ伝達し無ニカピタンニ通詞演達之所謂

覚

一 阿蘭陀事て 御代々日本致商買ニ振参り候付し毎年長崎ニ着船候処自此以来如前可被仰付キリシタン宗門ト通用仕ルマジク候若致入魂之由何連ノ国

ヨリヤーユトハ日本渡海之儀御停止ハ勿論彼
宗門之族ヲ船ニ乗セ来リ申マジク事

一 和蘭 日本為商買渡海仕度ものハ者キリシ
タン宗門之義ニ付テハ写召可無之義於有之者毎年
阿蘭陀船渡海之節ハ急度長崎奉行人迄
可申上事

一 日本渡海之唐船トバハン仕間敷事

以上

右之趣以通詞カピタンニ申通し御請申上ル旨之事

又安房守ハ演説シ之事終テカピタン敷上間ニ退去
其以後綿衣三十卷載シ進物番持出シ三間并
居際ニ並置シ重テカピタン敷上之間ヨリ黒川与三衛
御目附両人案内有之最前ノ席ヘ出御礼候時服
付ル綿衣拝領トハ安房守通詞ヘ達シ其旨カピタン
ヘ通詞附シ則カピタン並居際ニテ出座頂戴之
老中ヘ一礼イタシ退去 進物ハ坊主入シ
右之 仕様之席 并進物是和不足通し

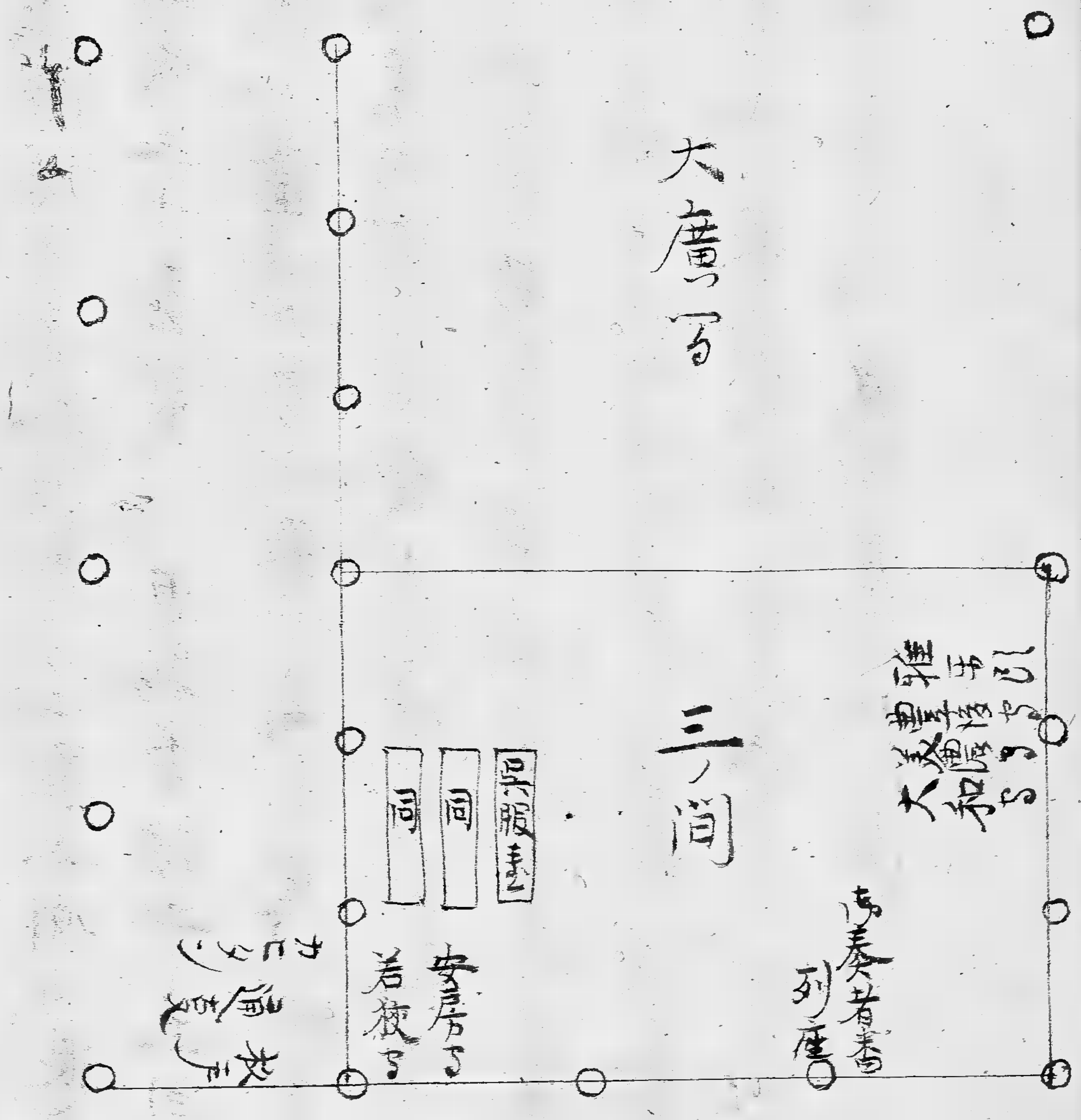

一通夏石橋助左衛門へ小袖二つこれを給ル安房守より候し但安房
守ノ豊様ニ着座ス吉利支丹名「サカリヤスロアケナル」

一万治四辛丑年阿蘭陀人御暇之節今ニ御座候有
之候例年の御書付如此相改且ツ写

一阿蘭陀事ハ御代々日本商買いたし罷越候ニ付
毎年長崎へ商船仕候、然処此以前より吉利支丹
宗門之通用仕り、若商人入込候由何国よりも
とも日本渡海可為成御停止候勿論彼宗門之族
船ニ乗来りいたすまじき事

一不届者日本ニ而商買渡海仕者有之候ハヽ、吉利支
丹宗門之儀ニ付て、於其国可無義様有之者
毎年ヲランダ船渡海之事ニ候ハヽ其中ニ而アタラミリ
南蛮人手ニ入り吉利支丹宗門ニ成国も有之候哉
渡海道筋之儀ハ可承候而見及ヒ聞及ヒ候ハヽ
長崎ニ而可申達候事

以上　三月十二日

宗門穿鑿心持之事

一宗門之者ハ初ハ吉利支丹カト尋候ハヽ少も不隠吉利
支丹之由申候ハヽ、今程ハ成程宗門ヲ隠し候事

一「ウバ」老女ナドハ「デウス」ノ踏絵ヲフマセ候得ハ上気サシ
カブリモノヲ打捨テ息合アラク汗ヲカキ又ハ女ニヨリ人ノ
不足様ニ踏絵ヲイヤガキ候事モ有之由

一宗門穿鑿ノ時生国并名并住居改候而一通ニ
尋し國ニヨリ伴天連ヲ重所亦年々宗門盛ニ候所
一通考ヘタメシ候事

一手井サキ イマセウ服指し栖頭ル堀又又イマセラ伴天
連ノ骨灰ナドヲ枕ノ内ヘ入焼物香合之内煉薬ナドノ

内へ入ミ之ノ有心付へき事

一 切支丹宗門ハ自害ハ不成法度ニ候へハ死ゞ「ゼジユン」ト
テ食事ヲひかへ食ともかミゞても又大根カブなど類
ヲ命続ぐ斗りニ食し漸く五身ヨハリ候果候事
有之自害ニ而候ハヽ無之食ヲバ請し候而打果ト「コン
センジヤ」ニカケ候果ル事ニ候事

一 ワルシ殺又ハ斬罪火アブリニ而 信付候内ハ伴天連
切々後り申由ニ候後ハ コロバセ日本之宗旨ニ而成
小日向ニ籠置候女房ハ餞而ト伴天連ニ八十人扶持銀

子ニ毎月ニ至迄切々色々之儀共ニ年中ニ申上ル
時ハ嗷問ニ而 信付候極ニ而遂候而より宗門之者共
有之候者候由ニ極し者ハ嗷問ハ木馬飽其外
合点無之者を検使ニきし嗷問ニ而も存ニキツリ
其後得て打果申候又病者ニ至迄嗷問ニ而成体ニ
成申由ニ免角嗷問請し候ハ不死様ニ仕由 上意ニ
ワルシヤウ弱クモ強クモ色々ニ差引有之候由 罪ナキニ
ワルシ又ツナギ置候而考へ申ヿも有之候由 但死罪
場ナドニ ワルシ候時ハ穢多ムツカシガリ コロスヿモ切ニ候

しれ可ニ至考ル一ヶ有之事

一伴天連宗輩之内奉行ヲモ家来ヲモ勿論宗
輩之内ニモヨリナガラ勧メ色々ダマシ候事有之候
間其心得可有候事

一敵国ニ居候内撿使ニ来ル者之心ヲ色々考慈悲牟
撿使ト思ヒ候ヘバ何卒慈悲ヲ加ル様ニ詫シカケ候事

一吉利支丹宗門ハ名誉有之由勧ル所何ノ根シメイヨル哉
敵合之内ニテモ咒シ候内ニテモ見出シ候ヘトカキシ候ヘ共
偽ヲ勧メ候故ナル不思儀成事之由

一伴天連入満日宿宗門之者コロビ候刻ハ成程堅ク
其身宗旨を替禅宗或ハ浄土宗ニ成寺手ヲ申付
且殊ニ試シ伴天連入満并女房をもたせ候て上ニ而
立アガリ申時分ハ吉利支丹アシライニハ不仕スリ盗あ
てがひニ致し斬罪ニ仕其外組同宿宗門之者ハ局
ニテも二三人宛ニテも五人十人も切捨申候由

一其上ニテ伴天連ヲ死罪ニ致仕付候得は骨灰など
方々へ竊集メ能宗門ナトヲモ骨灰ヲトリ集メ大音ハ
日本ニテマルチナリアシ（本ノママ）候モノ、骨灰ヲバ異国ヘモ渡シ候由

一 出家ニハ吉利支丹唯今迄無之由山伏ニハサレル者有之由

一 万事ニ付宗門改し時奉行偽ヲ申ノ中ニ出し候ハ
不残候ニ牢舎或ハツルサレ候ハ宗門ノ者ドモ存候へ共仕
立候よし候へバ類門訴人致ス時モ又ハコロビ
申候者モ奉行人ヲ疑ヒ申候ハ下し穿鑿し役人をも
其ノ意得有之候ニ付テ候事

一 奉行人之家来人モ慈悲なる奉行役人と吉利支丹存
候やうに穿鑿しさせ申ニ候へハ存候ニハとく強ク
もとめ候ニ付上ニ御座候ハ能く宗門し心を存

一 不任由本宗穿鑿之時切々小便ニおりタバコ抔処
望仕候て有之時ハ心ニ随テ能事も有之候又時分ニヨリ
食ニよりて切々おろしやさしかど能ことも有之事

一 夫ヲ以ト切支丹たる女房之事 獨子吉利支丹たる記事
父母吉利支丹たる子ノ事大形十ガ七八迄ハ切支
丹ニ而有之候

一 朝鮮人吉利支丹ニ勧メ入ル者ハ男女とも其男を入
候て其後女ハ耳入て、ハ思入候て候事

一 穿鑿し時初ハ詞を周事有二三日もや是ヲ斗ノ申

其後聞届くよりも審をかけ不申由念頭ニ聞度又
無之事ニも審をとうち論ニ談し候変多要候由
宗門ノ者ハかち稚論ニ及くし候處を好ミ候由真ニ後
生之處ミくく論を談し雙方共ニ證拠なく鉄稚
論ニ成候へハ脈より聞き奉行し誤のやうに為家来
まく成吉利支丹宗門ニも道理有しやうに存知候へハ
大ニあしき事ニて候吉利支丹邪法万偽り斗りを
申人を迷し候一所を道理ニ詰諸人邪法ト成やうニ
仕候へハ不残来穿鑿之役人まく難有不存

躰なく候事

一 伴天連吉利支丹宗門之教へやかハ穿鑿之節
まかり智恵もなし善悪をも明決する人無之宗門
穿鑿之時ハ智恵もうつて弁舌も不自由ニて「テウス」ノ名
誉なく合力之信敬ニ宗門之者ハ不弁舌ニテも不智恵
みても智恵も出来弁舌も明らかニすると教へ候故
其教之切り振子見るよし　又訴人候ゟ奉行所ニテ
對決之刻も衣裳ヲ調へまかりそめの何ニも髭髪
ヲ致礼訴人へもあしき詞をきさる、との有之量も

上天ニ随ふ時ハ未来ハ極楽へ生るゝと勧メ
ル故なり訴人ハ恨有し義ニ非ず然ニ教ルハ
上天の障りと成と勧免ハよし
一国主吉利支丹宗门ニ仕へ事善悪有し宗门考へ
あしき仕置し国ニハかたらしハ事まぎれ易きより
其国ニハ必ず吉利支丹宗门あり切〻旦那寺ニ改す
念入之出家も亦考ずあやまれる事只今迄ハ吉利支丹
ハ死骸大葬ならさるされハ尸を己が宿ニおゐて桶ニ
入桶し内ニ板きて「クルス」を作り入桶の上をよく
からげ置てより土葬ニ致しハ事有り薪払底
の所ハ又釈氏ニも土葬ニする事も有なり今探し
所ニも不審を立へき事也死骸を堀出し桶ノ内ヲ
穿鑿致し宗门あらはれる義も度〻有しハ由
農ハ町人職人等ニ日本ノ誓詞南蛮ノ誓詞を
為致寺請をとり其後ハ一年も二年も改ニ油断
無しきしおのずから國ありて振まく油断有ル時
ハ必吉利支丹隠き有る事多きハ由
吉利支丹宗旨廣り候節

一加賀國 此国ニテ高山右近太閤ニ付テ十二万石ニテヤトハ
加賀ニ云ヘ此節ノ時ヨリ四万石ニテハ内裏飛騨後丹
道順とせられ是も加賀ニ三万石ニテヤトハ吉利
支丹宗門ニ入候者多人ハ呂宋ニ流罪ス 依テ
彼地ニ多人数ニ而果候ニ付家来宗門ニ入
太閤様御代も多出候由 肥前ニテ島原ハ城主有
馬修理吉利支丹宗門故町人百姓ニ至ル迄吉利支
丹ニ成候由 會津ニテハ岡野越後吉利支丹故
家来大形宗門ニ入候 猪苗代ニテ所々様地ニ入候

此所ノ百姓吉利支丹ニ成候由 豊後一國ハ大友鎮
地也是も宗門多出候 筑前國ニテも如水一度
吉利支丹ニ成候故一ツノ内ニも能出吉利支丹ニ
成つる由 太閤ノ時ゟ
御当代程改遣ス故宗門多有候由吉利支
丹寺日本ニ在シ所ハ長崎 大村 深堀 有馬
筑後ノ柳川 肥後ノ八代 天草 豊後國
小倉 筑前ノ博多 周防ノ山口 安藝ノ廣嶋
紀州和哥山 京 大坂 堺 伏見 駿府

江戸　仙臺　會津　加賀之金沢

一逢坂より西ゟ吉利支丹寺之「コンメニヤ」逢坂ゟ
東の寺之「フララ」派也

吉利支丹出申国所之覚

奥州松平陸奥守領分仙臺より
廿一年以前酉年日本伴天連「フハアヘイトロマルチイノ」
市左衛門南蛮伴天連フランシスコ孫右衛門「ジュアンハウ
チスダ」以上四人出申候其外宗門之者多出申候
侍分之者七八人も出申候

此先年キリシタン寺御座候

保科肥後守領分
會津より宗門ノ者多出申候内侍分之者五六人も出申候

丹羽左京大夫領分
二本松ヨリ宗門ノ者多出申候内侍分之者四五人も出申候

南部山城守領分
盛岡ヨリ宗門之者多出申候内侍分ノモノ二三人も出申候

本多能登守領分
白河ヨリ宗門ノ者多出申候

秋田安房守領分

三春ヨリ宗門之者中比ニ出申候

津軽平蔵領分

津軽ヨリ宗門之者五三人モ居申候内侍分弐人出申候

松前千勝知行

松前ヨリ宗門ノ者四五人モ出申候

内藤帯刀領分

岩城ゟ宗門之者二三人出申候内侍弐人出申候

内藤豊前領分

棚倉ヨリ宗門之者四五人モ出申候内侍一両人出申候

相馬長門守領分

中村ゟ宗門二三人出申候

出羽国　松平下総守領分

山形ヨリ廿年以前之卯年南蛮伴天連ベルナアル

トウ市左衛門出申候此外宗門多出申候内侍四五人

モ出申候

杉平清左衛門御代官所

延沢ヨリ宗門多出申候

酒井摂津守殿
鶴岡ヨリ宗門ノ者二三人モ出申候
佐竹修理大夫殿
久保田ゟ宗門ノ者多出申候内侍四五人モ出申候
戸沢上総介殿
新庄ゟ宗門侍壱人出申候
上杉弾正殿
米沢ゟ宗門中比ニ出申候内侍二三人モ出申候

越後國

松平大和守殿
本庄ゟ宗門二三人モ出申候
溝口出雲守殿
新発田ヨリ宗門四五人モ出申候
牧野飛騨守殿
長岡ゟ宗門五六人モ出申候内侍壱人出申候
松平越後守殿
高田ヨリ宗門五六人出申候
佐渡国ヨリ宗門十人斗出申候

信濃國
仙石越前守領分
上田ヨリ宗門二三人モ出候ハヽ内侍壱人出候ハヽ
真田伊豆守領分
松代ヨリ宗門中此ニ出候ハヽ内侍二三人も出候ハヽ
鳥居主膳正領分
高遠ヨリ宗門一両人出候ハヽ内侍壱人出候ハヽ
上野國
真田伊賀守領分
沼田ヨリ宗門多出候ハヽ東菴迄遣イルヘシ同道ニ而宗門法座候ハヽ
安部摂津守領分
高崎ヨリ宗門二三人も出候ハヽ
酒井雅楽頭領分
厩橋ヨリ宗門四五人出候ハヽ内侍壱人出候ハヽ
三浦壱岐守領分
壬生ヨリ宗門壱人出候ハヽ
伊奈半左衛門御代官所
三波川村　渡瀬村　鬼石村　中　塚原村

此四ヶ村ヨリ明暦二申年五月迄宗門十四五人も出申候
度瀬村ニ對庵と申能宗門御座候

武蔵國

江戸ヨリ宗門多出申候

浅草先年キリシタン寺御座候センダガヤニ而も食廿人

金杉并牛込ニ而も食十人出申候

伊奈半左衛門御代官所

本郷同ヨリ七八人出申候

同所

神奈川ヨリ程多ニ宗門廿人余出申候

土井遠江守

古河ヨリ宗門廿人出申候

阿部豊後守

忍ヨリ侍ニ宗門三人出申候

松平伊豆守

川越ヨリ宗門三人出申候

上總國

伊奈半左衛門御代官所ヨリ宗門四五人も出申候其後ハ

上總ハより綿半出申候

下總國

堀田上野介殿

佐倉より宗門二三人も出申候

板倉阿波守殿

関宿ゟ四五人出申候

一色宮内知殿

大ト人村ゟ四五人も出申候

常陸國

水戸ゟ宗門七八人出申候

新庄越前守殿

麻生ゟ侍ニ能宗門二三人出申候

杉木民部少輔領分

土浦ゟ宗門二三人出申候

下野國

奥平美作守殿

宇都宮ゟ宗門四五人出申候

日光領

蘆尾ヨリ宗門多出申候

細川越前守殿領

茂木ヶ宗門一両人出申候

相模國

小田原ヶ宗門二三人モ有申候内侍壱人出申候

成瀬五左衛門代官所

鎌倉ヶ程ヶ谷ニ宗門五六人も有申候

伊豆國

伊奈兵右衛門代官所

三島ヶ宗門二三人も有申候

駿河國

府中ヶ宗門二三人モ有申候此者ハ先年切支丹寺ニ居申候

小田原領

ミクリヤヶケウシンと申者宗門有申候

遠江國

北條出羽守殿領

掛川ヶ宗門一人出申候

松平清左衛門代官所

太田村ゟ宗門二三人出申候

三河国

小笠原壱岐守様ゟ

吉田ゟ宗門一両人出申候

尾張国

名古屋ゟ宗門中比出申候

美濃国

松平丹波守様ゟ

加納ゟ宗門二三人も出申候

戸田采女正様ゟ

大垣ゟ宗門四五人も出申候内侍二人出申候

岡田将監支配代官所ゟ宗門七八人も出申候

伊勢国

松平越中守様ゟ

桑名ゟ宗門一両人出申候

藤堂大学頭様ゟ

津ゟ宗門一両人中比出申候

近江国

井伊掃部頭領分
彦根ニ宗門十人計りも出申候内侍四五人出申候
近江ニ而も御代官所
柏原ニ宗門壱人出申候
小堀遠江守領分
八幡ニ能宗門一人出申候
本多下総守領分
膳所ニ二三人も出申候　膳所領草津ニ一両人も出申候
観音寺御代官所
守山ニ宗門一両人出申候
小野長右衛門御代官所
堅田ニ内典道順と申能宗門出申候
同人御代官所
大津ニ宗門二三人も出申候
山城國
京都ニ宗門多出申候内侍壱人出申候
永井信濃守領分
淀ニ宗門四五人も出申候

水野石見守
伏見ゟ宗門多出申候 此内ニ先年切支丹寺ニ居候
永井日向守知行所時
勝龍寺ゟ宗門七八人出申候
攝津國
大坂ゟ宗門多出申候 内ニも先年切支丹寺ニ居候
堺ゟり宗門多出申候 内ニも先年吉利支丹寺ニ居候
永井日向守領分
高槻ゟ宗門十人斗も出申候
青山大膳亮領分
尼崎ゟ宗門二三人も出申候
板倉周防守領分
下音羽村ゟ宗門多出申候
紀伊國
和哥山ゟ宗門多出申候 内侍四五人ニ出申候 内ニも先年吉利支丹寺ニ居候
大和國
本多内記領分

郡山ゟ宗門五人も出かけ
柳村右馬佐殿方
高取ゟ宗門一両人出かけ

和泉國
岡部美濃守殿方
岸和田ゟ宗門二三人出かけ

河内國より宗門一五人も出かけ

伊賀國
藤堂大学殿方
上野ゟ宗門一両人も出かけ

丹波国
松平主殿頭殿方
福智山ゟ宗門七八人出かけ
松平伊賀守殿方
亀山ゟ宗門二三人も出かけ
小出伊勢守殿方
園部ゟ宗門二三人も出かけ

越前國
松平越前守殿方
福井ゟ宗門七八人も出かけ
本多飛騨守殿方
丸岡ゟ宗門三四人出かけ内借二人出かけ

加賀國
金沢ゟ宗門多出かけ内寺七八人も出かけ成候先年切

丈丹寺ニ居候
小松ゟ宗門多出申候
越中國
松平淡路守領分　富山ゟ宗門五三人出申候
能登國ゟ宗門七八人有之申候
飛騨国
金森長門守　高山ゟ宗門一両人有之申候
若狭國ゟ宗門一両人出申候
但馬国
松平伯耆守御預り村　豊岡ゟ宗門一人御座候
播磨國
松平式部大輔領分　姫路ゟ宗門中比御座候内侍一人御座候
浅野内匠頭領分　加古郡ゟ宗門二三人も御座候
備前國
松平新太郎　岡山ゟ宗門中比御座候内侍二人有之申候
備中国
同人領分　宗門五三人も御座候
備後國

水野日向守殿　福山ニ而宗門二三人も出申候
同所　鞆ニ而　宗門一両人出申候
安藝國
廣嶋ニ而宗門多出申候　内侍五人も在之候　此者先年
切支丹寺ニ在之候
長門公
松平大膳大夫殿　萩ニ而宗門五人出内侍弐人出申候
毛利和泉守殿　下関ニ而宗門五人も出申候
周防國　松平大膳大夫殿　岩國ニ而宗門二三人も出申候
石見國
亀井能登守殿　津和野ニ而侍ニ宗門三人出申候
古田兵部少輔殿　濱田ニ而同断
出雲國
松平出羽守殿　松江ニ而宗門二三人出申候
美作国
森内記　津山ニ而宗門多出申候　内侍ニ壱人出申候
因幡國
松平相模守殿　鳥取ニ而宗門八九人出申候　内侍三人出申候

阿波國

松平阿波守　徳嶋ゟ宗門中改ニ而内付三人罷出候

淡路國　同人　宗門二三人も有之候

讃岐國

松平右京大夫殿分　高松ゟ宗門多出内付一両人も有之候

山崎虎之助殿分　丸亀ゟ宗門二三人も有之候

土佐國

松平對馬守　高知ゟ宗門三人も内付不出候

伊予國

松平隠岐守殿分　松山ゟ宗門二三人出内付不出候

加藤出羽守殿分　大洲ゟ宗門一両人も有之候

伊達大膳大夫殿分　宇和島ゟ二三人も有之候

豊前國

小笠原右近将監殿分　小倉ゟ宗門七八人出此者先年切支丹

寺[illegible]候

豊後國

稲葉能登守殿分　臼杵ゟ宗門二人出内付壱人出申候近

年ハ吉利支丹作山出申候

木下伊賀守領分　日向ヵ宗門之者二人出申候　近年ハ深山
出申候

中川山城守領分　竹田ゟ宗門二三人も出申候

筑前國

松平右衛門佐　大嶋浦ニ十六年以前ゟ未年迄罷在

伴天連四人日本イルマン一人唐人二人日本人三人

以上十人捕之右之外宗門二三人も出申候得共ニキリシタン寺ニ居候

筑後國

有馬松千代領分　久留米ヵ宗門七八人も出申候

立花左近領分　柳川ヵ宗門二三人も出候得共先年吉利

支丹寺ニ居候

肥前國

大村因幡守領分　大村ヵ宗門多ク出申候先年切

支丹寺ニ居候

高力左近大夫領分　島原ヵ宗門壱人出申候

松浦肥前守領分　平戸ヨリ宗門一両人出申候

同人　五嶋ヵ一両人出申候

同人　壱岐國ヨリ宗門二三人も出申候

肥後國

細川越中守殿分　継本ヶ寓四五人出申候（近年ハキリシタン深ク御座申候）

對馬國

宗　對馬守殿分　府中ヶ宗つ一両人出申候

薩摩國

十七年以前午年南蛮伴天連四人日本伴天連一人

同宿四人薩摩ニ浦ニ着船仕候ツ捕候て長崎へ遣申候

大隅　日向　志摩　甲斐　伯耆　丹後

安房　隠岐

右八ヶ国ヨリ吉利支丹宗門出不申候

以上

明暦四戌年六月十六日

一　日本ニ来吉利支丹渡り始テヨリ万治年中迄南蛮伴天連百五人日本伴天連十九人二口合テ百廿四人

南蛮イルマン六人日本入満廿二人都合廿八人

一　台徳院様御代ヨリ

大猷院様御代ニ至候ても始ハ伴天連捕候ても大形

火アブリ刑　被仰付候由ニ候　加之凡民ア加捕　堀式ア加捕町

奉行いたし候時より吉利支丹宗門之者ハツルシ候様にと有
御付長崎ニ而も ツルシ申候由 然ハ吉利支丹之法ニ
穿鑿ハ無之 伴天連落り候ヘハ或ハ火アブリ或ハツルシ
又ハ斬罪ニ有 御付候故 伴天連落テ日本ヘ渡り
候由

一 大猷様御代島原一揆落去以後従仙臺伴天連
壽菴マルチイ三市左衛門キベイトロ召捕来候評定
場ヘ罷度出申候ヘとも被穿鑿キワマリ不申 其後筑
後守下屋敷ヘ被召 右三人之伴天連ニ有 右壽菴
柳生但馬守屋敷ニ宗門之数吟味 二三日過申候
其後為上使井上筑後守ニ有 御付 右三人之者共評
定所ヘ出し申候 筑後守一人ニ而穿鑿仕候由

一 右三人之伴天連共 筑後守下屋敷ニ而十日吉利支丹之法穿
鑿被成 十日過 三人之伴天連牢屋ヘ被遣 筑後守屋敷
ニテ嗷問申付 コンパニヤ壽菴 マルチイヨ市左衛門コロ
バセ念仏ツケさせ候よし 其後筑後守下屋敷ニ被置
数年揚屋敷ニ二人ともに病死仕候由 キベイトロハ
コロビ不申候 ツルシ殺され候 是ハ其付近ハ不切者ニテ

奉行いたし候時より吉利支丹宗門之者ハツルシ候様ニと被
仰付長崎ニおゐてもツルシ申候由 然ハ吉利支丹之法之
穿鑿ハ無之 伴天連渡り候ハ一ハ或ハ火アブリ或ハツルシ
又ハ斬罪ニ被 仰付候故 伴天連度々日本へ渡り
候由
一 大猷様御代島原一揆落着以後 従仙台伴天連
寿庵 マルチナイヨ 市左衛門 キベイトロ 召捕来候 評定
場へ四度出申候へとも 宗門穿鑿キワマリ不申候 其後薩
摩守下屋敷へ召 成三人之伴天連ニ被 在之 寿庵

柳生但馬守其外寄合 宗門之教 尋常 二三日過申根
去候者為上使井上筑後守ニ被 仰付 右三人之者共評
定所へ出し申候 筑後守一人ニて穿鑿仕候由
一 右三人之伴天連之内 筑後守ハ私ニ而十日 吉利支丹之法穿
鑿被成 十日過 三人之伴天連 宗旨ニおゐて 筑後守承執
ころし 嗽口申付 コンパニヤ 寿庵 マルチナイヨ 市左衛門 コロ
バセ 念仏ヲ申させ候よし 其後 筑後守私ニ為寄一
両年持置候所ニ 二人ともに病死仕候由 キベイトロハ
コロビ不申候 ツルシ殺され候 是ハ年付ヘ近ハ不切者ニテ

奉行にてころし候時より吉利支丹宗門之者ハツルシニ被極ニと致
候付長崎ニおいてもツルシ申候由 然ル吉利支丹之法ニ
穿鑿ハ無之 伴天連落り候ハ一ハ或ハ火アブリ或ハツルシ
又ハ斬罪ニ致 候付候故 伴天連落て日本へ渡り
候由

一 大猷様御代島原一揆落去以後 従仙臺伴天連
寿庵 マルチイニヨ 市右衛門 キベイトロ 召捕集候 評定
場へ召度出申候へとも 右穿鑿キワマリ不申ニ付 其後筑後
以下下屋敷へ被召 成三人之伴天連ニ致 右之寿庵
柳生但馬守 其外寄合 宗門之教尋問 二三日過迄申根
を被成候 為上使井上筑後守ニ致 候付 右三人之者共評
定所へ出し申候 筑後守一人ニて穿鑿仕候由

一 右三人之伴天連共 筑後守所ニ而十日余 吉利支丹之法穿
鑿被成十日過 三人之伴天連 宰念ありて 筑後守承
ニて差し 嗷問申付 コンパニヤ寿庵 マルチイヨ 市右衛門コロ
バセ 念仏ヲ申させ候よし 其後 筑後守所ニ而其年一
両年相置候所ニ二人ともに病死仕候由 キベイトロ之
コロビ不申候 ツルシ殺され候 是ハ手付ケ候所ハ不切者ニテ

同宿二人「キベ」と三ツ穴ニツルしツルし申候故同宿ハ勧メキベ
を殺し申候キベハ果てまり後右之人も同宿ハコロビ
申候所ツルシ場より揚ゲ牢屋ニハきりしたん存命ニテ
罷在候 豊後フランシスコ孫右衛門 ベルナアルトウ市左衛門
ドウ申南蛮伴天連二人も上方ニ而被捕申候「二人ハ「フラテ」
ニ而御座候 豊後ニ而被召 筑後守ニ而牢舎被成一ケ月
罷在候 其砌未ダ住居ニ而初而者ニてコロバセ申候 芝ニて
火あぶりニ被仰付候由

一 午ノ年筑前ニて「ヘイトロ」「フランシスコ」「アロニソ」「ナヨセイフ」

何も義南蛮伴天連 入満三人 是ハ長寿遣不成兼
申候者ニて法度ハ思出て後ニ 入満ニ而弟子ハ
其外同宿五人 筑後守代ニ唐人より捕被上てニ付テ長崎
ハ被成き牢舎ニて候得 翌年未ノ年十人ニ而右長寿か
被召寄 筑後守ニ被預ケ 念ニ而穿鑿被成由 数回し
上ニて右度ニ四人ころびてコロビ 念仏コロビ申候義
偽ニて候し由手形仕候由 入満同宿共ハ伴天連ニ而
右之三人二人ツヽコロビ日本人ニ宗旨ニ被成候由 筑後守屋
敷ニ牢ヲ作リバテレン四人入置候事ニ成申し 日本人ハ伴天

連渡ハ南蛮并呂宋ニてノ手段并吉利支丹法ニて
度々相尋 牧野佐渡守 久世大和守 抔 井上筑後守へ条
免ニ而相尋申候ニ付言上ニ而 其後「アロンゾ」并免レ候者
上意ニ而女房へ渡シ候へバ 廿日程存命申候て病死致候
「ゼジユン」と申 自害立 きりしたんやうに食をかで致し
身より相果候 相果候ハ塩之石ハ四五日過ニ而相果候由
フランシスコ一人女一人牢ニ入置候へハ是ハ牢屋ニ而女と心得候而
右人ニ而白状致し候ニ付 牢中ニ而老を見せ候て伴天連ニ
祝言珍敷ハ不届とや申付 夫婦盃ヲ取かはせ筑
後守屋鋪ニ而五年斗過ニ致病死候由「ペイトロ」「ジヨ
セイフコ」入満 同宿黒田与申者 廿人斗 小日向屋敷ニ而
清兵衛 佐介 筑後守ニ而主馬殿ハ「ジヨセイフ」ハ三右衛門と
申候 女房被下 于今存命ニ而罷在候 ペイトロも八十
余ニ而 明暦三年五月朔日病死仕候 南蛮伴天連
コロビ念仏を申 コロビ候而宗門之儀を判を致し指上候
「マルセイロ」と申伴天連 周防之山口ゟ船を付 其後豊
後へ渡り彼地ニ而大友を勧め吉利支丹ニ致し候而
より宗門日本ニ広まり 年数百年程之内 伴天連百五人

日本之儀ナル由然とも南蛮伴天連ハ昼夜中日本伴
天連ニても害つし善悪をたゞし宗論を試し甚嗷
問し上つて念仏を為申手形ニ判をさせコロバせ候
十る八無法庭ル由筑後守始て右之通ニ試し同
宿ニハ七人扶持伴天連ニハ十八扶持・銀子壱貫目充被下
候其上ニ武右垣之内ニ屋敷置候 切支丹宗門要々吉利丹
宗し撥字（ヤウス） 南蛮より日本ヲ望ル気味杯アル不申ル二ハ
嗷問一ヶ之作付由中候ル由

一 子年榊原飛騨守馬場三郎左衛門長崎在勤之時分
毎人ニ長寿ル夫き南蛮人長崎ニて持ル女房子
男女三百人長崎浜ニて船ニ乗せ天川（阿瑪港）ル被遣ル吉利
支丹之改遣被申始ニてハ三百人之者流罪ニ被仰
付ル以下有馬一揆し時分長寿ル一所ニ一揆ヲ起ス
者ヶ様ニ切支丹宗旨ニ各覚成御座と下ニ追被仰付
試ル由

一 寅年天川船日本渡海停止之旨被 仰付為上使
太田備中守被差遣ル 卯年又天川船一艘来ル其節
民部少輔山利多来為 上使於長崎天川船人七十人

御成敗被仰付候事

一 其年ハ七善寺斗一人ニて被仰付候而其人ニ而手高力
摂津守ことも島原へ参りき大形毎月長崎見廻り候
申候由 天川人乱罪ニ付 被仰付候しより 松平筑前守
鍋島信濃守 長崎湊之本番 一年替ニ 被仰付
毎月廿日 船持込家中之者とも之番所ニ相詰高番
之時分自身も切ニ見廻り申候由 尤 御代ニ石火矢
並湊之外七荒ニ而 被仰付 石火矢並ニ石火矢大
筒合五挺ツヽ為置候由

一 大久保加賀守唐津へ参りき候ハ是も御用之時分ハ長寿
八郎参来由ニ付 被仰付 松平隠岐守 日根野織部も御用之
時分ハ七善寺へ参申由 被仰付 日根野織部ハ一年ニも
内一度ツヽ見廻り 廿日も三十月も長崎ニ致逗留候由
長崎ヘ行 二人井上筑後守 高力摂津守 日根野
織部 松平隠岐守 大久保加賀守 大村丹後守 湊番
松平筑前守 鍋島信濃守 御役人合十人ニ而候由

一 亥年 ホルトガルより使者船二艘越候ハ 湊之内
ミナケと申所 馬場三郎左衛門 日根野織部来会相談ニテ

つまづきてせ九州中之船元人数ニ而西洋とも不申し近所も
西洋近所三丁七ミキリ又湊之内ニ而焼死ニ 大筒石火矢ニ而二艘之船帰帆
無之抔ニ談候由人数も大形九州中ニ而家老迄
集も寄湊ニ相詰候由ニ而筑後ゟ使ニ而も参
七月朔日八ツ時ゟ長崎ヘ来着申候由ニ而年寄
八松平筑前守も寄ヘ集り居ル 鍋嶋信濃守 高力
摂津守 大村丹後守 松平隠岐守 日根野織部
各人数ヲ率シ集り候由 筑後守 馬場三郎左衛門 於宅
上意之通申渡し七月晦日申刻筑後守家来

井上之者ヲ船中ニ而も召候 八月朔日ニ ホルトガル使者
之法請ヲ江戸ヘ召連候由 同二日ニ帰帆申付候由

吉利斯督記上巻終

筑後守伴天連ニ不審ヲ掛申候コロバセ申ル論議

一「テウス」ヒイヤツアレと云一聲ヲもつて世界ノ言葉ノ下よりフツト
出現せらるよし吉利支丹ノ宗門ハ天地ノ作者ある事を
肝要ニ勧メ後生をと乞天地ノ作者を頼ミ候へバ善
疑上天いたしなと勧メ申候 甚不審
百年以前フランシスコシヤビエル（範濟各沙勿亦未） 初而日本へ渡り大友を
勧メ夫より明暦四年まてニ伴天連百五人渡り日本
ニ吉利支丹宗ヲ弘メリハツハニ随ひ极ニ存候へ共或ハ火
アブリ亦ハコロバセ或ハ穴ツルシ斬罪ニ行ひ御付御法度

つよくん故弘るゝ事なし テウス天地ノ作者ならバ何ツ
あやしに力ニ及國ヲ任をおきつかるや
一 テウスを天地ノ作者と名誉あるよし吉利支丹一揆を
起し有馬ノ城ニ三万七千余り籠城けるに於ニ盡く
きられ悉く討亡 天川船長崎に商賣ニ来りし御
停止の事は 其ノ翌年卯年 御法に依ゞ来りし七十人
斬罪の仰付 長崎ノ死罪場ニ石ノ屍塚ニ築込
有ハ其趣天川へは告せてゐる 五三人は放ちけ
小船ニ乗も長ゞ寿ゐ天川へ放きしは テウス天地ノ作者ならバ
名指し時名誉ある度きつこは然るニ名誉ならはしき事
かも無しは自由自在ならバ如是ノ我民有し なるまゝ我ニ
は所ニ如此なる上ハテウス天地ノ作者たる度きて子細なし
なくは必ニ作者を作り立て偽りを弘メ人を迷し
は甚邪法無疑は事
一 世界ニ立ならぬ國多し黒みて塗はやうに黒き人
亦薄黒き人なし黒みて又りはやうしまる人しなは（裸）
主ともいふモナリ猿の如く山ノ木實を食ひ稀ニ里へ出テハ
ブタ雞を食まるなり 海川へ入ても勢き故食事除

山あり禽獣ありて人あるハ親子兄弟と分ち為すなくさひなさひ（幸）
きるまじし亦「アフリカ」の内何と云処あるくハ白ニボウ牛蒡
を穂又ニ入リ穴を掘り栖とし人の肉なと喰畜生の如きな
りし也トゥキも畜生の如キ事ニ一ツ有よし毎年オランダ船
を着ケ帽子のなぞなる物商売仕由オランダかいふ「デウス」
天地の作者たるが如きの国を作りいて何の為なるや
君臣親子夫婦朋友の道なきものハ畜生国なく後
生の道をも知るまじし禽獣の人間を作りいし者大
悪人善悪悲しの族なるべし如斯の儀ニテ考る時ハ「テウ
ス」ハ天地ノ作者と申万物の主とかしる虚説ニる大なる
偽なるべし明白なるべし

一「テウス」といふ作者あるや又化者ナニや伊天連共尋
ねいハ「デウス」ハ無始無終ニして万徳円満自由自在
の尊体なるよし申いなれ様なれバ天地自然の道理
あるくハ無しやいへバ自然にして審晴れて何迄乃
伊天連も降成せしめける

一聖人の如く天下の政道を正しくして堯舜の御代の如く
治吉利支丹の修行せしを成ハウハしの如くいつわしいて成

其人テウスの氣に入ざれバ上天不成候主ヲ拜し
親に背きても大罪ノ者もテウスの氣に入れバ上天致
候との教にて有由伴天連方何ぞ書上候
一テウスと無始無終ノ尊體万徳圓満し慈悲ケンボウ
にあるべし自由自在ノ者にて作者なく生生なる
「スピリツ」(精)と体も無中一にて自然し者なり若自然ニ天
無と云バ自然をもちきしてテウスを作りたる者なと
可申由伴天連共申立者ハ必ず自然を離れてテウス
と申者無之との道理なく候串自然ものなるが彼

を愛し是を悪むと云事ハ有まじく候我氣に入たる者
をバ上天させ我気に入ぬ者は「インヘルノ」(地獄)へ落すと云ば
気に入候とて悪を作り邪淫を犯し盗をし主親を
殺したる者なりとも上天させハ「テウス」こそ大悪人なるべし
ケ様なる大私者をも慈悲の源ケンボウとあるべしや
中人に教へ人を迷はし候伴天連共盗賊なり誰か是
を憎まざる者けんや
一「テウス」日本の法を廣めん爲念願ありて百年以来
伴天連百余人渡し候へ共不叶或ハ火アブリ穴ツルし或ハ

水ニテ嗽口し木馬にのせ不殺して度々嗽口いたしけれとも
はたして名誉すべき儀なりし法を廣めんこと不叶
故ニ伴天連宗門ノ者共二揆を起し色々の
かはなきことを致しけれテウスに力をそへ候へも事なきに自
由し大悪人を日本ノ病なる事になれば一命を
捨る儀又言ふ族ハ無是非 佛者儒者學問をも致し
名ある者大吉利支丹に邪法ヲ穿鑿いたし伴天連
次第ニ其道へ入る事なげかはしき事也日本ノ福寿
宗門よりかなしむべきなるはなし

一 テウス初テ人間ヲ作リ給ふは「ハライソテレヤル」と申処ニテ
「アダン」「エワ」と申夫婦ニ者を作られ由 右ニ「ハライソテレヤル」
ハ万事自由なる処ゆへ世界ニ極楽ノ由 然る処ニテウス
誡ハ「マサン」と云木ノ實なり 然る所に アダン エワニ天狗
勧めけるハ「マサン」ノ木ノ實を食ふべ「テウス」同前と
なるべきほどに食せよと申由 勧めに付ヲ木ノ實を食ふ
誡メノ木ノ實を夫婦ニ者喰しける故悪世界へ追出
さらしめ其身も末世ノ人間辛苦ヲ請る由 木ノ實
をなくされば一万事浮成ることを誡めともやめる外になかりテウス

丹夫婦の者「ハライソテレヤル」を追出されし此者人間之
初ニテ此由世儀を以て言へば只今之人間現在なりて
若し未来ハインヘルノに落るヿ皆テウスに志なれバ
あり己が作りたる世界の人間を悪道へ落し又其人
間をたすくへきと法を弘ると云儀首尾不合なり
されバ又マサンに菓子を食ふくテウスに如りみなれバ
菓子を喰る世助る儀をバせずしして入ざる法を
弘る事大悪人大盗賊と云へき者也
筑後守伴天連宗之者ちみ白状させ書付指

上させ候條々

一 萬自由自在なるテウスにおゐてハヒイアウに一念を以て
唐ヲ大無辺之天地を作り此上にも天地を造り度思はゞ
いつにいつと易く作り不測無儀限りなき由先ツ目
ろ有にをしつテ吉利支丹邪法作り支る儀を糺明
（救世主）きを廻し早百年余に満へきり作者ミヤヒエル（沙宗尔 Saviour）を初る
日本へ渡し吉利支丹宗門を唐ツ明暦四年まで伴
天連百五人渡る処に或ハ火罪穴つるし斬罪近年まで
伴天連共を殺させしてて各焚殺し梯に木馬に乗せ

数日数回説けれ聴も各覚一のまゝしき文ちらくさせる
當年し伴天連共木馬にとみ候合佛をもり且後
妻子を持日本の法を露かれ南蛮に相成し手段ふ
残書上累年やまるは書物限りなし アマッサ主を殺
し親を殺しけても後世にサワ候て由寿菴マルチイ
ノ帝方事門チヨロイフ三ケ条門手形致し判形仕指上ケ
伴天連共ハテウスに使に候ハなき事や日本元人間残お
テウスに作者に由候ハ已が作り已が人の得手ある
さる據ちる不自由者を色々様々に偽を作り勧め

第一に邪法也又テウスなと諸善に慈悲をホウし
主に申候は是又第一の妄語を述人を迷しは邪法
甚敷事也世界ニ裸なる者ありと四季の分もなく
常に裸体ニ而衣食に恩を受ざる故ニ主人もなく猿の
如クニ候へく君臣之道を知らず父子之間に候へ共其礼儀
を知らず形ハ人間行体ハ畜生なる所 アフリカの内何
と云処の人ハ恥をしらず黒ボウに候へく牛之糞を總身
にぬり穴を掘テ家とし人を食ふ々様にして作る
テウスは大悪人ノ源世界之人に悪事主也 又長

崎ニ而「マルセイロ」を穴ツルしにて刻ミ馬場三郎左衛門与力
同心ヲ申付死罪場ニ而つるし候処ニ穴之内ニ而苦ニ
あきワてもく死候を免し偽を作り三郎左衛門
与力同心口ヲ(ツチ)コチリスクこ「マルセイロ」を穴より引出し首を
討候時刀折ましく長崎番所之ソラやニ入雷地震いたし
候書天川(阿媽港)之寺こる作ヲ立吉利支丹ニ成候而廻し
やト寿庵ヘイトロフランシスニシロニソチヨセイフ此偽
を実と思ひ入満同宿二人召連れし来候を筑前之沖
ミて召捕られし長崎江来り籠舎いたし候ケ様之タバ
カリミ逢ひ日本江渡候四人之伴天連同宿共迷し
タハケ者置ニ而ミて民人ニまよハされるタハケ者故如此ニ
候儀ハ日本国御名誉誰カ是ヲ論ぜん下若是を偽
とおもひ候ハヽ三右衛門を始メ入満寿庵ナドヲ白状致させ可
申候右之條々不審之面々御念比ニ書付指上申候耶
右之儀申上候者四人之者急度申付べく候

四人之者返答

右之面々御不審之段其届御尤ニ存候
御書付之面々相違無御座候以上

戌五月十七日

伴天連
三右衛門

共紙別席ニ在リ

一テウスノ掟ニセンチヨニ於てハ作者へ敵を成者なれハ主ニテモ親ニテモ殺し候ても科ニハ不成事ニ候上天ニおゐてハ功徳ニ可成候ト作者ノ言葉ニ有之由伴天連寿庵マルチイノ市左衛門申上候旨御意ニ付申候就夫私ニ茂弥右之通テウス掟ニおゐてハ候やト御尋ニ付申候右両人申上候通ニ御座候為其如斯候以上

明暦四戌年

五月十二日

チヨセイフ
岡本三右衛門 判

井上筑後守様

北條安房守様

右之書物一文言ニて伴天連三右衛門判形イタシ候本書筑後守所ニも我等所ニも有之候

一「イタリヤ」ノ内「ナフラリス」と申処ニおゐて「マルセイロ」祝日ニ壇をあつらへ候とて立廻りかゝり候処ニ天上より大なる

カナヅチ「マルセイロ」ノ頭ヲ上ニ落チ絶死ならしむ廿四日
大煩ヒケル其内「デウス」ヨリ日本へ初テ渡リタル「シヤヒ
エル」ト申ス善人ヲ御使トシテ「マルセイロ」ニ告給フハ「シヤヒ
エル」右ノ手ニ蝋燭ヲ持左ノ手ニ杖ヲ持チ何かならぬ望
アル由ヲ申ケル蝋燭ハ死ル心ニテ御座ケル杖ハ旅ノ心ニテ
御座ル其附「マルセイロ」観念仕ルハ「シヤヒエル」ヲ御使ト
シテ被下ケルハ「シヤヒエル」初テ日本へ渡タル定テ
我等モ日本へ来リシハトノ心ニテ可有御座ト存ルテ
我存ル処何様「デウス」ノ御内證次第ト申ス也「シヤヒエル」

我申ケルハ何ニテモ心ノ儘ニ望アラハ「デウス」ノ御前ハ我
等如何様ニも相叶ふやうに可申由申ケルニ付テ「マルセ
イロ」申ケルハ我等行末ハ何と可成哉兼而申ケル
ヘバ「シヤヒエル」我申ケルハ「ナホリス」ノ国ニ出て先キニ知
らせ可申由ニ申ケル三日過キ諸出家「マルセイロ」死ヘ
相語死ル観念ヲと勧メケル所ニ其時「シヤヒエル」「マルセイロ」
一人ニ見ヘ申ケルハ常ニ守リ付ケル「クルス」を撃ル病
ニ当テ可申由告給フニ付テ当てけれハ病ハ忽ニ平癒
イタシ跡モ見ヘ申ケル故諸出家各奇異なる儀と申ケル「デウス」

へ御礼申上ケレハ其後「マルセイロ」旅ニ支度いたし出立申ケレハ

時「シヤヒユル」女ノ善人ニ私申ケレハ「マルセイロ」ニ勇ミ旅立イタシ

ますれハ「マルチリ」ヲ逢テ申ケレハ此由「マルセイロ」ヘ申ケレハ下お

申ケレハ其通女ノ善人「マルセイロ」ニ申度シケレハ付テ日本ヘ渡

リ申ケレハ「マルセイロ」長崎へ参ル穴ヲワルシヲ逢申ケレハ処ニ穴内

へ天人アマ下リ「マルセイロ」額ノ汗を拭ヒ看病イタシケレハ其

後馬場三郎左衛門与力同心参リ穴ヨリ引出シ「マル

セイロ」が首を討ケレ共切レ申サケレハ刀モおれ口コモリス

シミ申ケレハ其後「マルセイロ」申ケレハ少ノ間観念イタシケレハ故

刀切申サレハハヤ首を討チ申サレ由申ケレハ時首をウチ落

シケレハ俄ニ雷イタシ長崎中クラヤミニ成政所ヘ成

クラヤミヘ入申ケレハ由ニ来ケレハ望

二　官

シユアン

南甫

三右衛門

右之通天川ニテ偽リ申ニ実ト存此方へ渡リ来ケレハヘバ

右之通ニテ善之「マルセイロ」ワルサレ穴ノ内ニテ泣ツメキ苦シミ

れ果候由ヲ承 伴天連モ驚キ申候由

一伴天連異國ヨリ日本ヘ渡海イタシ勧メ初ニ申聞候ハ海陸或ハ一万里或ハ一万三千里ノ道ヲシノギ日本ヘ着津イタシ候テモ御法度強ク候故見ん出サレ候ヘバ「コルチリ」ニ逢申候本國ニテ日本ノ錯キ御政道念比ニ承候得し釋迦阿弥陀ヲ頼ミ後生タスカル事ミろく是し却てインヘル野ヘ堕候縁となる事ヲ存本國ニテ親兄弟親類縁者財宝ヲモ捨一命ヲ輕シ渡海致候ハ各ヲ助ケ可申ト存今渡海候由如何ニモ誠シク殊勝ニ申故大形

ちし者ハ是計リヲモ信仰イタシ吉利支丹宗門ニ成候由

ケ招し儀モ

し大猷院様御代宗門法し即僉議候テ伴天連共コロビ白状ヤ候ニテ偽みるく手段し由知申候由

一日本し者共コルチリヲ逢候ハ一旦隠レシノビ吉利支丹宗門ニ在成候ヲ南蛮ニテ能存し伴天連共日本ヘ進渡候タバカリ事を致し 又日本ノ吉利支丹宗門し御法度し候ゆへこのせみなる儀ヲ為筆申所 又日本人ハ成程ガメシヨキ人ニ言候由ヤ聞モ伴天連共日本ヘ渡海候ハヾ國く一

しやカタ伴天連ノ宿へ参リ雖有之一國もやカタホトノ
者伴天連し膝を戴き日本へ渡し「マルチリ」ニ逢ひ
「ハラヒソ」へ上天ある為きヿ由申ヿ渡し旧を流し船まで
も送りし由伴天連共嗷問ノ上是ヲ申上ル處
一台徳院様御時多ク乞食共吉利支丹宗門ニ成ル故呂
宋ル流罪ニ被仰付ル其子共伴天連ニ仕立学文為致させ
日本ル渡し可申手段仕ル由渡し伴天連共嗷問し
上白状致ル由
一日本吉利支丹御制禁ニ付子切ニ呂宋ル通しル由

爰元吉利支丹宗門御仕置強クせニ付在ル由呂宋ル
通シルト伴天連渡し可申手段可仕ル伴天連渡りル
テモ日本人ニ付キ合後生ヲモ勧メ可申ルテハ渡りかれ詮モ
ちくル日本人ニ付合ヤルニ付何方ニても吉利支丹訴
(一)按人出(其紀)吉利支丹ヲ搦捕嗷問イタシ兼ルヘバ伴天連
註脚カ
渡り勧メル由訴人申ルトヘバ勧メニ爰元ニても勧メ
唯今ハ京ニ在在ル或ハ奥州へ下リルト白状ヤル故伴
天連不残御退治ニ成ル付合ニテハヘバ詮モ無ニ付合
ルヘバ如此ニテ顕レルトテ伴天連迷惑イタシ近年ハ先ニル

参いる事ヲ深ク隠シ申ル由先ニテモ二重壁ノ内ニ入置又ハ
穴を掘リ入置山中ニ隠シ色々ノ手段ヲ仕ル由

一船を作リ方々へ参り己ガ力ニ不及國ヲバ國務を借リ又ハ
石火箭りを打かけ民百姓を威し任ベキ一死を見立テハ
テハ要害ヲ構ヘ己ガ国ヘ金銀米銭ヲ運ビ國々を
あらさて其限りなし或ハ合戦ヲ仕人数を殺し國を
取ることモあり宗門ヲ弘メテモ國ヲ取ルベキとの儀なり
何も彼「ハッパ」と指図なり「ハッパ」ハ「テウス」ノ跡をツギ
世界ニ一人有ルテ「テウス」ノ遺言を世界へ弘る役人
なり此者己ガ勝手しよき様ニ色々偽ヲ作リ「テウス」
し言葉なりとて己ガ徒黨し者共ニ申合ス由
伴天連共白状申ル由ヶ様之儀を考伴天連へ備
御穿鑿を遂十日も十番も宗門之論をいるし
其後拷問申付ル由

日本へ渡ル門派

一コンハニヤ　一サンフランシスコ

一サンドミンゴス　一サントアグスチイノ

學文之事

一「レトリカ」ト云ハ談議ニ當ル學文ニテ「デウス」ノ御言葉を勧メヤル言葉ニテ侍ル也

一「ヒロソヒヤ」ト云ハ世界ニ在程ノ物ノ性徳を四年ノ間ニ知ル學ニテ也

一「ロジカ」ト「ヒロソヒヤ」ノ初ノ一年學ハ學文ニテ侍ル也

一「マタマチカ」ト云ハ天文ノ學文ニテ也

一「カノネス」ト云ハ國ヲ治ル學文別テ諸司代ナドノ公事沙汰を分ル學文ニテ也

一「ガアツコンセンシヤ」ト云ハ紀ス學文ニテ也「コンセンシヤ」ト云ハ人ノ心ノ事ニテ也

一「テオロジヤ」ト云ハ「デウス」ノ万事ニ叶ヒ給フ所を學文仕ル事

出家ノ位ノ覺

一ハツハ　後生ノ道を持ノ惣司 二千以上ノ者
惣而世界ニ御一人御座候 其内

一ガルデアル　常ニ二千人程御座候
よりハツハを継キ申也

一アルセイスホ

一バチリアルカ

一ビスホ

一ノン・ナヨ

一ハアテレ　並人ハ同じ位ニアル旦シ「サセルトヲテ」ビトヤル

一フラテ

一ケレナコ

一イルマン　旦ハ寺ノ同宿ニヲ[illegible]
ミイナヒともヒヤル

一ヒイテス　心ヲ真實ニ請ル
処ともヤル

一ロサン　伴天連ニ逢ヒ科ノ軽重ヲ
サンゲ仕気ヲヤル

一コンセンミヤ　心じ叓

十ヶ条じ「マンダメント」ハ「テウス」ヨリじ御掟じ叓

第一　御尊躰じ「テウス」ヲ万叓ニコヘテ御大切ニ存シ敬ヒ尊ミ
奉ル叓

第二　「テウス」ノ尊キ御名ニカケテ空キ誓スヘカラス候叓

第三　御祝日ヲツトメ守ルヘキ叓

第四　父母ニ孝行ニスヘシ

第五　人ヲ殺スベカラズ

第六　他犯スベカラズ

第七　偷盗スベカラズ

第八 人ヲ讒言スベカラズ
第九 他ノ妻ヲ恋スベカラズ
第十 他ノ物ヲ猥ニ望ムベカラズ
右十ケ條ハ都テ二ケ條ニ極ル也
一ニハ 御一躰ノ「デウス」ヲ萬事ニ越テ御大切ニ奉存事
二ニハ 我身ノ如クニ他人ヲ可思事是ナリ

一 イサカ ゼズイツ シヤコウブ エサウ インウテロ
マテリス テウス エザウ シホナヨ アフイツ

此コヽロハ「イサカラベカ」ト申ハ夫婦ノ者御座候此者二子
ヲ生ミ申候二人トモニ男子ニテ御座候一人ハ「イサツウ」ト
申候亦一人ハ「シヤガラフ」ト申候「デウス」諸善ノ源万事ニ
叶給御尊躰ニテ御座レハ故未来永劫ノ事ヲ今眼ニ
見ル如クニマシマセバ母胎内ニ二人ノ子ヤドリ申ヨリ以来
「デウス」ヨク御存知被成「シヤガラフ」ハ善人ニ可成者ト
テ御寵愛被成レ「エサウ」ハ悪人ニテハテ御気ニ入不申
候右ノ二子ノコトヤ二人トモニ善人ニテ御座レトモ申儀
ニ候

三ツノ「ヘルソウナ」

一 テウス ハ アテレ　御親ト申ス
一 テウス ヒイリヨ　御子ト申ス
一 テウス イスヒリトサン
御作者「テウス」ヲ御親ト申心ニテ候
「テウス」世界ヘ衆生済度ノタメニ天降リ給フヲ御子テウスト申儀ニテ候
右ノ御親御子ヲ御大切ニ思召ト申儀ニテ候

一 此三ツヲ「ヘルソウナ」ト申候 此言葉ハ「テウス」天降リ此三ツヲ「ヘルソウナ」ト申由教ヘ給フ言葉ニテ御座候

一 「テウス」初テ人間ヲ作リ給フハ「ハライソテレヤル」ト申処ニテ「アタン」「エハ」ト申夫婦ノモノヲ御作リ被成候 右ノ「ハライソテレアル」ハ万事自由ナル処ニテ世界ノ極楽ニテ御座候

一 然ル処ニ「テイウス」誡メ給フハ「マサン」ト申木ノ實ニテ候此処ニ「アタン」「エハ」ニ天狗勧メ申候ハ「マサン」ノ木ノ実ヲ食申候ヘバ「テウス」同前ト罷成候ホドニ食ヒ可申由勧メ申ニ付木ノ実ヲ食ヒ申候夫婦ノ者御誡ヲ破リ申ニ付テ悪世界ヘ追出サレ申候 其御タヽリニテ末世ノ人間辛苦仕候 木ノ実ヲ不食候ヘバ万事ホシヒマヽニ罷成候ヲ御誡ヲ破リ申候ニヨリ「テウス」夫婦ノ者「ハライソテレアル」ヲ追出サレ候 此夫婦ノ者人間ノ初ニテ御座候 夫ヨリ産レヒロゲ世界ニ人間ヒロガリ申候

一「デウス」ハ万事ニ叶ヒ給フト申儀ハ天地ノ御作者森羅万像之源無始無終之躰ニテ万徳圓満備ハリ給フ尊躰何ニテモ思召ニ不叶儀ハ無御座候天地ノ御作者ニテ御座候御作者ノ天地ノ間ニ御座候神佛ハ是モ我等同性ノ人間ニテ御座候故佛神ヲ頼ミ後生前生タスカリ不申儀疑ヒ無御座候

一「デウス」万事叶給フト申御事ハ先ツ此諸天ノ須還ニ付テ申セバ此廣大无厚重ノ諸天一日一夜ニ廻ル「一廻」是等ノ大成儀ヲ定メ給フ事赤ナキ事ニ取テハ此世界ニ有程ノ禽獣魚千草万木ノソレゾレノ性徳「ヒイアウ」ノ御一念ヲ以テ為シ給フ御事誠ニ詞ニ尽スベキヤウ無之御事ニテ候又此外ニモ天地ヲ御作リ可被成ト思召スニ於テハイト易ク御座候

一三千年以前ニ「デウス」思召シ候ハ一天世界ノ者佛神ヲ拝ミ「デウス」ヲ背キ申ニ付テ「デウス」ガ「ノエ」ト云善人ヲ召出シ宣フハ世界ノ者悪逆ニフケリ申ニヨリテ世界中ヘ洪水ヲ出シ洪水ニ沈メ殺サント諸人ニ云渡シ船ヲ百廿年ノ間ニ作リタテヨ自然其中ニ皆人心ヲ直スニ於テハ免ルスベシ

ト宣フニ因リ船ヲ作リ申候、皆ナ船ト云フコトヲ不存ル故ニ今ヨリハ何ニテ候ゾト尋申時是ハ「デウス」ノ御意ニテ作ルナリ諸人皆悪逆ナルホドニ大洪水ニ沈メテ殺スヘキト「デウス」宣フ間身体ヲ改メルヘト勧メ教ヘ給ルヘバ其比「ノア」年五百ニ餘ル人ニテルヘバ皆人「ノア」老ヒボレ虚空ナルコトヲ被申ルトテ一圓ウケ不申ル則船出来申ルテヨリ「ノア」夫婦子三人嫁三人以上八人船ニ乗其外鳥類畜類五穀迄船ニ入レ被申候処四十日四十夜大雨降リ一世界皆海トナリテ人間ハ不及申鳥類畜類ニテモ悉ク水ニ溺レ相果申ル

是等ノ儀モ「デウス」万事叶ヒタマフ御上ヨリ被成ル御事ニテル右ノ船「アルニヤ」ト申中國ニ只今御座ル一世界第一ノ高山ノ上ニスワリ御座ル

一「アナリサン」ト申ハ後悔ノ事ニテ御座ル 然者万事ニ越テ御大切ニ可奉存ル「デウス」ヲ背キ奉リタル事ニカヽハラズ科ニ落テ「ハライソ」ノ楽ヲ失フサアレバ「インヘルノ」ノ苦ミヲウケズシテ不叶ト悔ヒ悲ミテ後悔仕ルヲ「アナリサン」ト申ル

一「コンチリサン」ト申コト御座ル 是ハ万事ニコヘテ御大切ニ可奉存「デウス」ノ御内證ヲ背キ奉ルコトヲ深ク悔ヒ悲ミ

ハライソ」ノ楽ヲ失ヒ「インヘルノ」ノ苦ミヲ受ル処ニカヽハラズ「テウス」
ヲ背キ奉リシヿヲ後悔仕ヲ「コンチリサン」ト申候

一「ゼスウ」ハ「テウス」此世界ヘ天降リ人界ヲ受給ヒ人ト成ナ
リ給フ処ヲ「ゼスウ」ト申候則御助トヤフヿニテ候「ゼスウアリ
ヤ」是ハ「ゼスウス」御母「サンタマリヤ」ノ事ニテ御座候

一「ホロヘイタ」ハ「テウス」未来可有ヿヲ兼テ宣置タマフヿヲ
「ホロヘシヤ」ト申候又御告ヲ未来可有事ヲ兼テ云置カ
ヽ人ヲ「ホロヘイタ」ト申候

一「デシビリナ」
是ハ科送ノ時セナカヲタヽキ申候縄ニテ御座候此縄
ニテ面々ノ心持次第タヽキ申候

一コロトン
是ハ「サンフランシスコ」ノ門派ノ者常ニ上帯ニ仕候日本ニテ
ハ御法度故腹帯ニイタシ候其外ノ門派ノ者ハ用不
申候「サンフランシスコ」ノ門派ハ日本ノ出家遁世者ノ様
ナル者ニテ御座候故縄帯ナハヲビ仕候

一七「モルタル」科ノ事
高慢　貪欲　邪淫　貪食　懈怠

右ノ七色ヲ「モルタル」科トヤ申ス此外ニ二色ノ科御
座候　七色トアレ共五ツアリ今原本ニ二写
一「ヲリジナル」科トヤ申事御座候是ハ万民生付ノ科ナリ
是ハ「アダン」ヨリウケ積ム科ナリ
一「ベニアル」科トヤ申事御座候是ハ我心カラ過ル軽キ
科ヲ申ス
一雪ノ「サンタマリア」トヤ申事ハ「ロウマ」ニテアル侍（サムライ）子ヲ持アル
ニ付金銀ヲ丸ラセ可申者無之ニ付テ「サンタマリア」寺
ヲ建立可申由女房ト相談申候処ニ其夜ノ夢ニ「ロウマ」
ノ外ニ雪降ル処可有之候ハヽ其処ニ寺ヲ建テ候ヘト夫
婦ニ「サンタマリヤ」夢ニマミヘ給ヒテ被仰候ニ付テ夫婦ナ
ガラ右ノ処ヘ参リ見候ヘバ六月土用ノ中ニテ御座候ヘ共雪
降候テ御座候其処ニ則寺ヲ建申候夫ニ就雪ノサンタ
マリア」ト申候
一「ソマナ」之事
トミンコ　初日ヲカル
（本ニハ）女ソノメ　二日メヲカル
テルシヤ　三日メヲカル

クワルウ　　四日メヲ云ル
キンタ　　五日メヲ云ル
ゼスタ　　六日メヲ云ル
サバド　　七日メヲ云ル
右之七日ヲ一「ソマナ」ト云ル
一「メモウリヤ」ト云ルハ覚之事
一「ユンテンデメント」ト云ルハ智慧ノコトヲ云ル
一「ヲンタアデ」ト云ルハホシロマト云ル事
此三ツノ「アニマラショル」ノハテンシヤウト云ル此心ハ人間ノ
智慧分別ノ異躰ヲ御座ルト云儀ニテ御座ル
○「サンヘイトロ」「ハライソ」ノ鍵ヲ預リノ事
一「セスウス」「ヘイトロ」ニ宣フハ地ニ於テ搦メラルヽ者ハ天ニ於テモ搦メラルベシ亦地ニ於テ解ル者ハ天ニ於テモ解ルベシト此心ハ世界ニテ「サンヘイトロ」「デウス」ノ御名代ニテ候後生ノ善悪ヲダヾス人ニテ御座ル故「サンヘイトロ」地ニ於テ許シ玉ヘバ上天ニ達ル亦ユルシ不申ルヘバ地獄ヘ参ル故天ノ鍵ヲ預ツカル心ニテ御座ル
一「コンタツ」ト云ハ珠数ノ事

三十三ハ「ゼスウス」ノ御年ノ数
六十三ハ「サンタマリヤ」ノ御年ノ数
百五十ハ「サンタマリヤ」ノ十五ノ観念也
五ッハ　至極ノヨロコビ
五ッハ　至極ノカナシミ
五ッハ　至極ノタノシミ
此十五ヲ「サンタマリヤ」ノ御一代ノ中ニ御座ル　此一ッニ付テ
十遍宛「ヲラツシヨ」申候

一「ズイソ」トヤ云ハ　世界ノメツホウノ時「ゼスウス」天降リノ万事
ノ善悪ヲタヾシ給フヘシト云言葉

一死身ヲナガクイタシ取置ル事ハ南蛮バカリニテモ無御座ル
唐天竺モオナシ儀ニ御座ル　前々ヨリ長ク云至来ル故
別ニ次第ハ無御座ル

一「コンテブラン」トヤ云ハ至極ノ観念ニテ御座ル

一「エレチヨ」ト申事ハ「キリシタン」ヲコロビ「ハツハ」ニ随ヒ不申ル
ヲ「エレチヨ」トヤ云ル

一「デウス」下界ヘ天降リ給ヒテヨリ今年マデ千六百五十八年
ニナリヤル「ゼズウス」御誕生ヨリ三十三年ノ之ニ御死去被

成候「シユテア」ノ國「セルマレン」ト申処ニテ「クルス」ニカヽリ給ヒ候
其國「シユテア」ノ者ハ吉利支丹ニテ御座ナク候「ハツハ」ノ教ニ
随ヒ不申候
一日月ノヿハ下界ヲ養育ノ為メノ役者ニテ御座候其性
徳ハ天文ノ學者存事ニテ候
一潮ノ満引ノヿモ天文ノ學者存事ニテ候
「シユテア」ノ国ノ宗門ニ付テ其古「セルマレン」繁昌ノ時「テウス」
十箇條ノ「マタメンドウ」ヲ授ケ給レトモ悪ニヨゴリ申候故
「ゼズウス」御出生アリテ誠ノ道ヲ説給フ間万民「セスウス」
ヘ歸服仕候故ニソネミ殺シ申候「ゼズウス」ヲ殺申候御罰
ニヨリテ四十年ノ間ニ「シユテア」ノ國不残亡ヒ果申候今ハ跡
ニテ御座候
一「シユテア」ノ國ノ者モ今ハ方々チリ／＼ニ居申候「シユテア」国ハ只
今「ツルク」ノ国ノ持分ニテ御座候「モウロ」ト申宗門ニテ御座候
「ハツハ」ノ教ヲ用ヒ申候吉利支丹ノ国ヘ参リヌスミ仕候故ニ
時々合戦仕候
一往昔ノ経典ニ「テウス」「ヘレン」ト申処ニテ世界ヘ出生可有人ト成
給ヒ人間ヲ扶給ハントノ時分ニ天ニ容星ノシルシ有ベシト有

〽「アラビヤ」タリシスサハ 此三ケ国ノ帝王タチ三人トモニ天文ノ
學者ニテ御座候 此三人トモニ シルシノ客星ニ心ヲカケ給フ
処ニ 客星出申ヲ見知リ 三処ノ國々ヨリ テンくニ出給ニ
星近ク成申候時ハ三人行逢 頭ニワトヒ給フ其時分ニ
ユテア」ノ帝王へ三人ノ帝王達 行逢タマヒ「エロウテス」ト申
「ジユテア」ノ帝王ニ 問給スハ 世界ノ御扶手御出生有シヲ
定テ御拝ミ可有ト尋給ヘハ イヤ左様ノ義不存候
三人ノ御衆 拝ミ給ハハ 又其処ヘ御出候テ 其処ヲ教ヘ給ヘ
ト被申候 則チ三人ハ其処ヲ出 星ヲシルベトシテ尋アタリ
給ヒ「ゼスウス」ヲ拝ミ被申候「エラウテス」ガ又其処ヘ御出候テ
教給ヘト被申候ヒシハ近國ニ有ヽナラバ我威勢有ル事ハ
間所ヲ聞定メ殺サントノ下心ニテ候 然処ニ「テウス」ヨリ「アンジヨ」
ヲ天降ダラシ 三人ノ衆ヘ宣ハ必ゝ「エラウテス」ヘ知ラセタマハズ
トモ スグニ歸國シ給ヘトシメシ給ヒ候ニ付 メシく スグニ歸国イ
タサレ候 夫ヨリ「サンタマリア」ハ「ゼスウス」ヲ抱キ給ヒ「シツ」ト申
他國ヘウツリ給フ「エラウテス」ノ下知トシテ「ベレン」ト申処ノ近
邊ニ「ゼズウス」可有ヽト存候テ三歳ヨリ内ノ小児ヲミナ
殺シ申候

一「デウス」天地ヲ作給フ年数大形六千年余七千ニ及ヒタル
マデニ候記録ヲ持不申候故ソラニテハコマカニ覚不申候
一「ヒルセンサンタマリア」ハ「シユテア」ノ人ニテ「スシハタビツ」帝王
ノ末孫ニテ御座候
一御作者「デウス」人間ヲ作リ給ヒ性徳ノ教人間生レ付キノ法
度ヲ立テ給フト云ヘ共人々次第ニ智慧ノ眼クモリ御作者
ヲ忘レ申候ニ依テ「モイセス」ト申善人ヲ以テ十箇條ノ
「マタメント」ヲ定給フト雖モ一切人間天恩ヲソムキ悪ニ沈
ミ申ニ依テ「デウス」御憐ノ御上ヨリ衆生済度ノ為ニ天

降リ給ヒ尊躰ヲ人界ニ受ケ人ト成タマヒ人間ノ科ヲタクリ
ヲ可被成ト宣フ此儀ヲ昔時ノ代々ノ聖人「ホロヘイタ」達
ヲ以テ人間ニ告シラセ給ヒ千六百五十八年以前ニ「シユテア」ノ
國ノ内「ナサレテ」ト申処ニ「ビルゼン・サンタマリア」ト申一生不犯ノ
女人スグレタル善人御座候ニ「デウス」「アンジヨ」ヲ以テ「サンタマリア」
ヘ御告アリ即「デウス」「スピリツサント」ノ御奇徳ヲ以テ「デウス
ヒイリヨ」（費略）「サンタマリア」ノ胎内ニ宿リ給ヒ満ル月ニ至テ生レ
タマフ「デウスヒイリヨ」ハ世界ニテハ「ゼズウス」ト申候是人間
ノ御扶ケテトヤ心ニテ御座候「ゼズウス」御年三十三ナリ給フ

時ヲ御説法ノ為ニ御弟子十二人召出シ給ヒ三年ノ間ニ
後生ノ道ヲ教ヘタマヘバ万民御教ヲウケヨロコビ皆衆ノ
「ゼズウス」ヘ帰服イタシ敬尊申ルニヨリテ「シュテア」ノ學者
ドモ寄合相談仕ルハ如此ニ「ゼズウス」ヲシタヒ申ルバ後ニハ子孫
繁シ我等ガ教ハ次第ニ衰ヘ一ノ事アラン歴然ナリト深クソ子
ミタバ「ゼズウス」ヲ失フヘキト談合ヲ定メ其国ノ諸司代
「ホンショ ヒラアト」ト申人ニ訴申ルハ「ゼズウス」「テウス」ノ御子
ト被申ル叓又「シュテア」ノ国ノ帝王ニテルト被申ル「マヅテウス」
ノ御子トアラルヽハ「テウス」ヘノクワンタイ人ニテル又「シュテア」
ノ帝王トアラルヽヲ我等ガ中ニモ「セイサル」ヨリ外ニ帝王ヲ
モチ奉ラズ「セイサル」ノ國分ニテ帝王トアラルヽヲ「セイサル」
ノ朝敵ニテル間殺シ可申ト訴ヘ申ル「ヒラアト」「ゼズウス」
ノ御スガタヲ一目見アラルヽトトモニ是ハ無類ノ大善人タル
ベキ心ニキザシ以ノ外ヲソレ出来ヤル「ヒラアト」「シュテア」ノ人々ニ
示申ルハ此人ヲ可殺イワレシ不分別ト被申ルヘバ「シュテア」
ノ人々申候ハ「セイサル」「帝王」ノ朝敵ナル「ゼズウス」トクミシナマ
フハ御身モ「セイサル」ノ御為ニハ大敵ナレバ此由「セイサル」
ヘ訴ヘントレト聲々ニウメキ奉レバ「ヒラアト」汝等カ心次第

ニイタシルヘト被申ルニ付テ「シユテア」ノ都「セルマレン」ノ町ハグレ「カルワリヨ」ト申処ニテ「ガワダ」ノ手ニワタリ「クルス」ニカヽリタマヒ御死去ニ被成ル 然ル処ニ天地ノ御作者ニテマシヽスシルシニハ御死去ニ被成ルテヨリ三日メニヨミカヘリ（蘓生）タマヒ 四十日世界ニ御逗留ニ被成ル 御弟子達ニハ不及申 餘多メノ人々ニモ度々マミエ給ヒ弥後生ノ道ヲ教ヘ給ヒテ四十日メニ五百人余ノ人ノ見ル処ニテ天上被成ル

一「テウス」御出生ハ「シユテア」ノ国「ヘレン」ト申所ニテ御座ル

一「テウス」「サンタマリア」ノ胎内ニヤドリ給フハ「シユテア」ノ国ノ内「ナサレテ」ト申所ニテ御座ル

一「ヘレン」ヨリ「ナサレテ」ヘハ一日路程御座ル「シユテア」ノ都セル「マレン」ヘハ「ヘレン」ヨリモ「ナサレテ」ヨリモ二日路ホド御座ル由承ル

一七所ノ願念トヤルハ「テウス」人界ヲ受タマフ時「シユテア」國「セルマレン」ト申都ノ町ハグレ「カルワリヨ」ニテ「クルス」ニカヽリ給フ井ノ疵七所御座ル是ハ人間ノ為ニ請タマフニヨリテ御恩泰由カルテ朝暮願念仕ル 右七所ノ疵ハ両ノ御手両ノ御足ヘ四死ヲ「クルス」ヘカナ釘ニテウナツケ御胸ヲ

鎗ニテ刺シ御頭ヲイバラニテサシ背ヲ「デシビリナ」ニテ
タヽキヤル此七ヶ所ノ苦ハ人界ノ為ニ受給フニ因テ不浅御
恩報シ難ク存奉日夜朝暮ヲコタラズ願念仕ルヘト
教ヘヤル

一朝夕食スル時分ハ「ヲラツショ」ヲ唱ヘ其上手ニテ「クルスモ」
ヲ切リ食ヲ被下ル其時ノ「ヲラツショ」ハ
敬白御主デウス我等モ此食物ヲ我等カ上ニ授ケ給ヒ
ヲナジク悪魔ヲ秡ニタマハント申候
右ノ通ノ「ヲラツショ」僧俗トモニ食スル時分唱ヘヤル

へ御代キタリ
ラセタマヘ我等
我等人ニユルシ
時ニテモ存出シ
!
ツル御主ハ御身
又御胎内ノ御身
等カサイニモ我

Onse Vader, die in de hemelen
(Zijt),
uwen naam werde geheyligt.
uw Koninkrijk kome.
uwen wille geschiede, gelijk in
den hemel (alzoo) ook op der
Aarden.
Ons dagelijks brood geeft ons
heden.
ende vergeeft ons onse schy
ilden, gelyk ook wy vergeven
onsen schuldenaren.
Ende en leyd ons niet in verzoe
kinge, maar verlost ons van
den boosen.
Want u is het Koninkrijke ende
de kragt, ende de heerlykheid
in den eeuwigheyt, a men.

ナシビリナ」ニテ
ニ因テ不浅御
願念仕ルヘト
上手ニテ「クルスモ」
カ上ニ授ケ給ヒ
時分唱ヘカル

一天ニマシマス我等カ御親御名ヲタツトマレタマヘ御代キタリ
タマヘ天ニ於テ思召マヽナル如ク地ニ於モアラセタマヘ我等
ガ日々ノ御ヤシナヒヲ今日我等ニアタヘタマヘ我等人ニユルシ
申ゴトク我等カ科ヲユルシタマヘ
此「オラツシヨ」ハ「テウス」ヘ對シ讀カル何時ニテモ存出シ
次第ニ讀申ル

本ノヒ、
一「カラサミナノータマフマリア」ニ御礼ヲナシタテマツル御主ハ御身
ト共ニマシマス女人ノ中ニ於テワキテ御果報又御胎内ノ御身
ミテマシマス「テウス」ノ御母「サンタマリア」今モ我等カナイニモ我

等悪人ノ為ニ頼タマヘ

此ノ「ヲラツシヨ」ハ「サンタマリア」ヘ對シ讀ナル

一「ゼズウス」十二人ノ御弟子達ニ示シ給ハ世界ヘマイリ。後生ノ道ヲ教ヘ誠ニ存ル者ニハ水ヲ授クベシ則タスカルベシトノタマフニヨリ御弟子達ハ後生ノ道ヲ教ル故ニ十二人トモニ死罪ニ逢ナサルル

一「サンヘイトロ」ト申御弟子ハ「ゼスウス」御死去ナサルル前ニ示仰ルハ「ヘイトロ」ヲバ我上天以後世界一ノ位ニ備フベキヨシ被仰ル「ゼスウス」御上天ナサルル以後「サンヘイトロ」「ハッハ」ニ定リ給フニヨリテ則「ハッハ」ノ元祖ニテ在座ル「サンヘイトロ」ハ「ラウマ」ニテサカサニ「クルス」ニカカリ相果ナサルル

一「サレテレ」ト申御弟子ハ「クルス」ニカカリ相果ナサルル

一「サンシヤカウベ」ト申御弟子ハ「ヘルヘリア」トカ國ニテ棒ニテ撃殺シ申候

一「サンジョアン」ハ「ラウマ」ニテ釜イリニ逢ナサルル

一「サンヒリツ」ト申御弟子ハ「インチヤ」トカ国ニテ「クルス」ニカカリナサルル

一「サンハルトロ」トカハ「インチヤ」ニテ皮ヲハギ殺申ル

一「サンマテウス」ハ鎗ニテ衝殺シヤル
一「サンシヤカウ」ハ木刀ニテ撃殺ヤル
一「サントメ」ハ右同断「インテヤ」ニテ殺カル
一「サンシモン」ハ死ハ不存ル死罪ニ逢ヤル
一「サンシウメス」同断
一「シウメス」是ハ「ゼズウス」ノ誑人仕ルニ付テタノモシヲ失ヒ首
シクヽリ自害仕ル
一「サンマナア」是ハ誑人「シウメス」ノカハリノ御弟子所不存
ル死罪ニ逢申候

一「サンハウロ」ゼズウス御上天被成ルテ「ハウロ」ノ為ニ「セスウス」
天降給ヒテ御弟子ニ被成候
「ハウロ」ハ「ラウロ」ヲ斬罪ニ逢セヤル「サンハウロ」トモニ御
弟子達ハ十三人ニテ居ル

男之ヘヤト

一「ガビリエル」　ガスパル　シヤコベ
シヤシント　シヤスアリヨ　シヤウアキン
シヤウゼブ　ジル　シヤリヨ　シリアン

シウスト　シユスノ　シユアン
シヤウレセ　セロミモ　キレルモ
コシサロ　ハヒマ　ハヒアン
ハヒリシコ　フランシスコ　ハウス
ハウスチノ　ヘリチ　ヘリ　ヘハ
ヘルナント　ホルトヤト　ハリテアン
ヱユヱ　ヱミリヨ　ヱリシヨ
ヱツトル　ヱハンセリシク　セウセヒヨ
イホリト　イシトロ　メルナヨル

メリクリヨ　ミナル　ムナヨ
マヱンシアヨ　マリノ　マコデム
マコラヲ　スノ　ヲラウシヨ　マシヱヨ
マルセイロ　マルセイリアス
カシヨトロ　セリサン　シヒカアノ
シリノ　コスタンチミヨ
コリ子リヨ　コスヌ　クルマン　ヌミアン
タミヱル　タリヨ　テシテリヨ　リヨコ
ドミコス　トナト　トロテヨ　ツアレテ

イナシヨ　ハウチ　シタ　ハルナハ
ハルトルメウ　ハシリヨ　バシテシア
ベント　ベルナルト　ベルナチノ
ベルチヨル　ベルテシン　ホナヘン　チウラ
ホニハシヨ　ハラシ　フルノ
アダン　アチリアノ　アロンソ
アホンソ　アンホワシヨ
アナスタシヨ　アンテレ　アントニヨ
アマトル　アマル　アンタン　アルヘルト

アレシヤテレ　アレイシヨ　アタナシコ
アゴスチニヨ　カイヨ　カミロ　カニジヨ
カラチヨ　カルロ　カシアノ　レミレヨ
レアントロ　リノ　ロヘルト　ロボ
ロトリコ　ロセリゴ　ロセリヨ
ロシチノ　ロツケ　ロレンソ　ルカ
ルシアノ　ルヒノ　ルヒス　ルシヽチコ
ロマノ　バルテザル　ケレメンテ
ケレト　キリシトハロ　ケレトキリシトハロ

ハンタリアン　ハヌショ　ハスコアル
ハウリノ　ハラロ　ヘイトロ　ホンシアノ
ホリカルホ　ホリト　ホロタショ　ホロト
ラハユル　ラルショ　ラザロ　リアン
レムンド　スタシヌラヲ　エステハン
ソテロ　タテヨ　テヨトロ　テノショ
チユリヨ　チモテヨ　トマス　トメイ
ワレンチイニヨ　ワレリアノ　ハレリヨ
ワスコ　ヘツラ　ヒセンテ　ヒタレ

ヒタリアノ　マルセイリニヨ　マルチヨ
マルコ　マリアヌ　マリヨ　マルチイニヨ
マテフ　マチアス　マウリショ　マウロ
マシモ　サバ　サルトリヨ　サレリトル
セラヒノ　シミアン　シマウン
シルヘステレ　アントニヤ　アホロニヤ
アントニナ　ハラシカ　ハルハラ
ハシナアナ　ヘアナリス
ヘルナルダ　ヘヒアナ　ヒリシコ

コンセシヨ　カラヘ　ヒト　ヒトレ
ウルバス　サカリア

女ノヘヤト

一アチリアル　アカメ　アクスチナ
アナスメシヤ　アニナ　アチス　ルシア
ルケレシヤ　ルヒナ　ルシア　テカラ
テヨトウメ　テレサ　ウルスラ　ヘワニカ
ヒセンシヤ　ヒヨラクメ　ヒトリア
サヒナ　セクシダ　セラヒナ

シンホロサ　シンヒリシヤナ　ユヘラニサ
メルチヨウ　メシア　ナクリア
ハウラ　ハウリナ　ヘトロニラ
ホンシアナ　ホロズヘウ　フルテンシヤ
ホテンシアナ　ケレメンシヤ　ケレシチナ
ケレセンシヤ　キリサニメ　レカリア
レヨノウ　ロウサ　ロラソレア　モマ
シヤコハ　シヨアナ　シユリア　シユリアナ
シヨセハ　シユスメ　レユスチナ

マリア　マダレナ　マルセラ　マルセリナ

モニリ　ミルカリダ　モデスダ　マルコ

マルアナ　マリナ　コスト　チヤ

タリヤ　チアナ　トロラア。フランシスカ

ハウシチミヤ　ハシンタ　ヘリシダテ

ヘリハ。エメレンシアナ　エミリア

エンカ[illegible]　エレナ　エウヘミア

エウセニヤ　カラシヤ　セミニアナ

スサイ　エステハナ

中巻終

第廿三　品々ノ学文ノ叓

一　讀書之学

讀書稽古ノ義ハ格別ノ子細ニ而御座不

一　格別ノ学文ニ當ル　ラテン之学

ラテンヽ学ト申ス惣名ニテ御座候　ラテンノ詞ト申テ定リタ
ル詞ニ而御座候　南蛮人モ十二三年習ヒ申候ヘバ此口(ク゛チ)ヲオボ
ヘ申候　奥南蛮ノ内　インペラトウル　七帝ノ國ガラテ
ト申処ハ　男女共ラテン之口計リニテ外ノ口ニ而御座候　ラテン
口(ク゛チ)ヨクオボヘ候ヘバ　諸学稽古仕易く候

一カラマチカ　ラテン詞之連子ヤウ物ヲ書ツヽテニハを教ル学

カラマチカと申ハ、ラテン〆内ノ心易き詞ニテ法居ル ラテン
口を覚ヘル計ニテモ詞ノツカヒヤウ又ハ文字ノツヽラ子
ヤウ埒明申ル故 カラマチカノ詞ニテ教申ル 是ハ心
ヤスキ学ニテ詞賤ノは居ル

一ウマニダテ　諸藝諸学ノ学文

ウマニダテと申ハ是モ ラテン〆内ノ学文也 カラマチカより
よき詞ニテ法居ル 此学習ニ申ル人ハ タトヘバ物語仕ルニ
さゝぐ引事ナト申ス又ハ證拠ヲ以テ物語リ仕ル故甚理

早ノ間へ申ル「カラマチカ」ノ学ニテ同輩ノ者ノ方へ出ス書
状ハ書ルヘ共 貴人ノ方へ出ス文言謹ミ候ル書状
中々不成申ル故「ウマニダテ」ノ学文仕ル 日本ノ書
礼ト同前ニテ一ヶ条法居ル

一レトリカ　理非ヲ分ケ弁舌ヲ教ル学

カハ天文ノ学ニ右ラテン詞ヲ以テ文ヲ作ル学ニ日本ニテ詩ヲ作リ文ヲ作ル同前ナリ

レトリカト申ハ是モ「ラテン」ノ内ノ学也「ウマニダテ」ヨリ又
ヨキ詞ニテ法居ル コノ学仕ルヘバ 理非ヲ能弁ヘ弁舌
達シ能談義者ニ成申ル「ラテン」ノ内 右ノ通上中下
三ツニ分テ教申ル 右ノ三ヶ条 僧俗共ニ習申ル 南蛮

六切経冊ノ外別ノ宗旨無ござれハ故他宗ノ者モ習ウナリ

哉其段ハ存ニ不申

一ヒロソヒヤ　万物ノ理ヲ明ラムル四年ノ學

ヒロソヒア六万物ノ理ヲ明ラムル學ノ總名ニ
タトヘバ「ヒロソヒ」ハ四書「ラミ」ハ四書ノ内ノ本經「ラウテカ」ハ四書ノ内ノ注ト同前ニテ學トスル

ヒロソヒヤトハ世界ノ義ニツキ智慧ヲミガキルヲ為問答ノ學ニテ御座ル後生ニ克ル學ニテハ無御座ル教ニ

四人御座ル一人ニ手ヅヽ習ヒ四年メニ終リル故四年ノ

一「ラウテカ」　問答スル教ノ學

ラウテカトハ「ヒロソヒヤ」ノ内始リノ學ニテ御座ル一年

メノ學ハ「ラウテカ」二年メノ學ハ「ヒシカ」三年メ四年メノ学

ハ「メタヒシカ」トヤルナリ僧俗共ニ習ウナリ

一カスヽコンシヱンシテヤ　亂ス学

カスヽコンシヱンシヤト申ハ明徳ノ學タトヘバ人ヲ害スハ罪ニテハ理ヲ以テ害スル罪ナラズトヨリ分ケル学ナリ

是ハ後生ニ對シトガヲタヾス学ニテ御座ル　タトヘバ金一両借

シテ利銀一匁取ルヲ一のやとヤ申時一匁ハスギルナルカ七分カ八分

ヌスメルナトヤルナ　又盗ミ仕ルニ日本ニテ銀一匁盗ミハ八

トガ重ク御座ル　南蛮ニテ銀二匁盗ミタルハ科軽ク御座ル

子細ハ日本ニテ銀一匁ニ天一日スギカル　南蛮ハ三匁ニテ一日

スギカルナリ依ル日本ニテ一匁盗タル科ハ重ク御座ル故後

主ニ先ヒナル「ハッパ」「パアフレ」ニ不限右ノ学達シタル出家
其科ノ軽重ヲタヾシ申ナル

一「テヲロチヤ」 テウス之御事ニ付四年ノ学ヘ
テヲロチヤト申ハ「テウス」ノ教ヲ傳ヘタル学ノ事ニテ御座ル
三右事ノ書上ル勤ノ書物ト同シヤウナル学ニテ御座ル
師ニ人ヲ朝夕教ヘ四年ニテ終ナル 此教ヘテハ「ハアフレ」ニテ
成ニ存ル

右九品ハ美ニ出家ノ学ニテ御座ル 三右事ヲ習ヒナルハ凡四十年
余リ捨其上書物モ無御座ル故 少々失念タル 私覚ル

分ハ三冊ノ書物ニ書上ナル

一「レイカノ子ス」 國ヲ修メ公事出太ヲ治ル学

レイカノ子スト
ヤハ日本ノ礼学
ト同事ニテ御座ル
出家ノ学ニ無之
シル

レイカノ子スハ出家ノ学ニテハ無御座ル國ノ掟公事
ナドヲサバクノ武家ノ学ニテ御座ル

一「メデチナ」 醫道ノ學
醫道ノ学ヲ「メデチナ」トナル 別ノ子細無御座ル 南蛮
ニテハ 醫者ヲ「メデセ」トナル

一「キルヽジヤ」 外科ノ学
外科ノ学ヲ キルヽジヤトナル 別ノ子細無御座ル 南蛮ニテハ

外科ヲ「スルヂヤウ」トカル

一アレツメチカ 算勘ノ学ヘ

アレツメチカハ不存ル算勘ノ学ハ南蛮ノ言ヨシメ 子とトカルハソロバン ハ無ハ居ル文字 一算用候ル

算勘ノ学ヲ アレツメテカトカルハ 南蛮ノ算ハ ソロバンニと ヤ人ニ云ハ居ルハ 算用文字ト申居ルハ 其文字ヲ以テ何ホドノ義モ 埒明カル

一マテマチカ 天文ノ学

マテマチカ天文学ヲ別子細無ハ居ルハ

天文ノ学ヲ「マテマチカ」トカルハ 別ノ子細ニ云ハ居ルハ コノ学達シハ(バ) タトヘバ 六子年ホドサキノ義マデ書顕シハニ 相違無ハ居ルハ

一アソトロヂヤ 星ノ学 易ノ学

アソトロヂヤ 星モ天文ノ学ニ而居ルハ

アソトロヂヤモ 天文ノ学ニテ而居ルハ 星ノ気ヲ見テ万ノ吏ヲ知学ニテ而居ルハ

一ピシヲニヨミヤ 面相ヲ見テ其者ノ性ヲ知ル学

ヒシヲニヨミヤ 星モ天文ノ学ニテ而居ルハ

人相ヲ見ル学ヲ ヒシヲニヨミヤト申ルハ 人ノ生レツキヲ見 善悪ヲ知ル

一コウスモガラヒヤ 世界ノ図ヲ書学

世界ノ図ヲ書キル学ヲ コウスモガラヒヤトカルハ 星モ「マテマチカ 天文ノ内ヨリ出タル学ニテ御座居ルハ

一ホヱジヤ　歌学

歌学ヲホヱジヤと申也文字ノ多ハ(?)ル所ニ而日本ノ哥学ト同シ心ニ而御座候

一ミリチヤ　軍法ノ学

軍法ノ学ヲミリチヤと申候出家ノ学ニ而御座候ナリノ故イカヤウノ義ニ而御座候カ三右衛門不存候

ヒロタゼトハ海上舟路ヲ知ル学星ヲ天ヲ考イデヤ舟路ミリタル人ヲ「ヒロウ」

一「ビロタゼ」船ノアシデヲ知ル学

海上ニテ舟路ヲ知ル学ニ而ヒロタゼトカ申候此学ニ達シタル人ヲ「ヒロウ」トカ申候按針アンジントカ申日本ノ詞ハ「ヒロウ」ノ心ト承

トカ申候コノモノ舟ノ作リヤウモ存申候ヒロウノ主載ガハキ方ノ篭オボヘ申候

右十二品ノ学ハ三右衛門習不申候

右ヰミノ学寿庵ニ官ハ不存候学ノ名ヲオボヘ申計ニ而御座候

延宝三年卯四月十日

岡本三右衛門

此付紙ノ分寿庵ニ官ニ相尋而へ申分

ラテントカ申ハ文字ロミノ詞ニテ御座候コノ文字習ヒ不申候ヘバ諸学成ジ申候三年習ヒ候ヘバ其覚ヘ申候コノ文字ノ心ハ日本ノ儒書ニ而御座候文字ノ反ト同前ナリ

岡本三右衛門死持之書物

一ヒイテスノダイモンノ　星ハ動テ御文冊ニイタシ又ハ最期ノ時トナヘ候書物　壱冊

一ミイサヲコナイノキヤウ　星ハデウスヘ尊キたむけ之さゝけ候時ノ経　弐冊

一身持之書物　壱冊

一ヱキノ書　壱冊

一ヲカガラリヤウ　但三右衛門自筆 是ハ日本口ろうひの書　壱冊

一日本言葉集書　三冊　壱結

一勧三冊之書物扣　弐冊

一同下書　壱結

一同不審書扣　弐冊

一天地ノ図ニ有之國郡名付　壱結

一南蛮ユサンノ書付　壱結

一キリシト アマ下ル未来記　壱結

一諸色 アツメノ書　壱結

以上

右之通立合相改之寿菴ニ預置相尋書付置申候

延宝五年巳八月十二日

久木原右衛門　判

中垣内権之進　判

奥田徳之進　判

加田傳右衛門　判

河原甚五之進　判

右之外

一おうおらうさやうう　但是ハ土肥新之丞指上ル書物之　壱冊

一井上お擲寺家来多川兵庫へ三右衛門不持之書物之儀お尋ニ付かれ覚書一通

亀井孫之進殿
河瀬熊之進殿
鵜飼四郎兵衛殿

切支丹勧ル心入之事

一 切支丹宗旨ニおゐてハ帝王也とも違背仕
　候事
一 他の物を奪取事
一 偽ヲ申事ニ候

一 邪淫犯すましき事
一 他人を我身のことく大切ニ可仕事
右一通礼儀も有之可申又釈迦ハ悉皆成仏と説
たまふ是無之切支丹ハ有之事無疑と色々のたとへ
或ハ名誉有之と勧色々有と心ニ切ニ無之わけハ損なる
と心得有なれハ限なき損なり現世ニおゐての身ハ貴
人高人ニなりとも又ハ狂気ちとニ大名ニ成るとも
来世ハ果てなき苦ニ住家を離れへきものとおもひくの
よき所ニ至らさるへからすと申候者ハ一方

吏なとや免てう次を営み大扛をも有の人たちの志ふ
すきものハ此世にてハ其身安穏ニ國家治り来世ニ
てハ仏に成るへき事疑ひなしと勧む
極意ハたとひ主君の命なりといふとも切支丹の法
ニ不背者ハ不可殺まして他宗切支丹ともならん
を不用者ハ捉へし不勤者ハなりすへ敵對なる主
君親なりとも不殺ハなるへからすかくしたてし
なお紀なる所いたりみはかくのことき事によりて主君
親なりとも殺すハ道なり其故ハ唐にても伊尹殿の

大甲の位を移すなりしあるハ儒道にも聖王ハ
民の憂にかへりしとの心をとり用て主君にて
も親なりとも殺せと勧む是事のおりおり似たるを
捉としるく新法をとり用くとも道理にかなひ
各別のことなり爲といへバ猿の形人に似たりと云
とも人といひかたし然るなれ切支丹の法咲一向と
してく実なきしバ前後ふ合なり従端にて勧めたる
ものもあまたへなり是ニ利をはねて日本ハ金銀多き
國別なる民ゑを切支丹に金銀を与へもちぬりくさ

とのゝ存念ニかゝく時節あらハ計ひ今度切したんニおゐて
たんとの根本ちかひ候や
右切支丹勧し根本御了簡一ゝ致承知候而
至極ニ存取違無御座候ニ付テ判形仕置者也
南蛮こんたみやのつ風をすてまじうずせうふ
延宝三乙卯年五月十二日
岡本三右衛門判
青木遠江守様御内
久木原右衛門殿

ジヨセイフカフロ之
岡本三右衛門
中垣内権之丞殿
御与力
稲飼庄左衛門殿
同
加田伝右衛門殿
同
星野源助殿

一 半天連
南蛮シヽリヤノ内ハレルモノ者
寛永廿未年五月黒田右衛門佐領分筑州ヤキウ島ヘ漂
着早速ニ捕詮儀有之処切支丹勧ゝ為免渡候旨

及白状長崎奉行山崎権八郎江相渡申候、同年七月十三日
江戸着ニ而宗門奉行井上筑後守江御預、伝馬町牢江
指置候、筑後守屋敷ニ引取遂穿鑿、山屋敷ニ
差置毎年銀子七貫目拾人扶持被下置候

一岡本三右衛門と申儀者天徒之内ニ而岡本三右衛門と申者如
何之科ニ候哉御仕置ニ相成候由
上意ニ而其姓名并其者之刀脇指被下置、妻子有
仰付ニ而召仕之男女長助はる御附被下候
右之妻者豆州御崎西町之者ニ而御仕置ニ相成候

長助はる共ニ後羅馬宗門ヲ勧メ之自訴セシニヨリ
禁獄被仰付無程牢死ス

者之妻之由

一三右衛門山屋敷ニ而四拾年余存在候、貞享二丑年七月
廿五日林信濃守勤役之節病死仕候、八拾四才之由
小石川無量院ニ葬申候

一三右衛門死後右後家ニ八人扶持長助へ三人扶持はるニ
弐人扶持被下置候

一元禄八亥年正月十五日右後家七十四才病死仕候、何之
葬候哉不相知候

一半天連
ヨアンハッテイスタ　メシロウテ

南蛮イタリヤ之内ロウマ之者ニ
寶永六丑年十一月朔日長崎奉行佐久間安藝守駒木根
肥後守より召捕来宗門奉行横田備中守柳沢備後守
勤役之節山屋敷ニ入牢ニ而被仰付毎年金弐拾五両三分
銀三匁宛被下置候　按スルニ新井君美ト問對セシハ此羅馬人
一 正徳四午年三月長助はるへ宗門相勧候ニ付禁獄被仰付
同年十月廿一日病死四拾七才之由山屋敷裏門脇ニ
埋申候
同日別紙為心得認差置

一 じうあん　アンテンヒユラ支　南蛮
肥前國長崎茂木村之者何之此異国ニ相渡候弐三年
異同船ニ而渡り来延寶六未年五月病死七拾九歳也
無量院へ葬
一 同宿寿庵　黒川寿庵元ノ名ハフランシスコ、チーアンヒト称セシ由西洋紀聞ニ見ユ　三郎右衛門
大明廣東之者元禄十五年八月廿八日前田安藝守小幡
三郎左衛門勤役之節山屋敷ニ而病死八拾才無量院ニ葬
存命之内七人扶持被下置妻をも被 仰付被下右妻之
節目病死等之義相知不申候

一同宿　トナト度之　五蔵

天竺安南之内交趾之者元禄十三辰年七月十六日庄田下總守小幡三郎右衛門勤役之節出島ニ而病死仕候七十八歳ニ而無量院ニ葬ル　存生之内ハ七人扶持ニ而妻をも召仕付置申候　右妻同年七月廿日病死何方ニ葬候哉存知不申候

契利斯督記下之巻

東京帝國大學附屬圖書館
圖
1632
大正十三年登記